

第4期岩手県文化芸術振興指針

岩手県

はじめに



文化芸術は、人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらし、個性や多様性を認める人間性を養い、創造性を育みます。

とりわけ、地域の風土や伝統に根ざした文化芸術は、地域への誇りや愛着を深めるとともに、人づくりの基本となるものです。

また、平成23年の東日本大震災津波からの復興に向けた動きの中では、人々に安らぎと勇気を与え、地域の絆を強め、新たな交流を生み出すなど、文化芸術が大きな力となってきました。

県では、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成20年に岩手県文化芸術振興指針を策定し、その後、平成27年に被災地の文化芸術活動の復旧支援などを盛り込んだ第2期指針、令和2年に岩手の特徴を生かした文化芸術の振興や国内外との交流の推進、障がい者による創造性あふれる文化芸術活動の支援などを盛り込んだ第3期指針を策定してきました。

この第3期指針の策定からこれまでの間、本県においては、御所野遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産に登録されたほか、世界遺産「平泉」の構成資産や関連する遺跡の周遊の出発点としてその価値や特徴を紹介する岩手県立平泉世界遺産ガイドセンターが開館しました。また、本県の子ども達や若者の文化芸術活動が全国レベルの大会で評価されているほか、ニューヨーク・タイムズ紙「2023年に行くべき52箇所」の2番目に盛岡市が選ばれるなど本県の文化芸術への注目が集まっています。

国においては、令和2年に文化観光拠点を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律が施行されるなど、文化芸術は観光分野をはじめとする様々な分野と連携した施策の推進が求められています。

こうした文化行政を取り巻く状況などを踏まえ、岩手県文化芸術振興審議会や市町村、関係団体、県民の皆様から御意見をいただきながら、このたび、第4期岩手県文化芸術振興指針を策定しました。

この指針では、基本目標を「豊かな歴史や文化を受け継いで 県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる魅力あふれる岩手」とし、新たに「世界遺産を活用した文化観光の推進」「デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実」「文化観光の取組を生かした情報の発信」に取り組むこととしました。

今後、この指針に沿って、先人たちが培ってきた多くの豊かな文化芸術を次世代に継承するとともに、新たな文化芸術を創造し、更に発展させていくため、多様な主体と連携・協働しながら、文化芸術の振興に資する施策を推進してまいります。

県民の皆様におかれましては、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

令和7年3月

岩手県知事

達増拓也

目 次

I	岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等	1
1	指針策定の趣旨	1
2	対象とする文化芸術の範囲	2
3	指針の位置付け	3
4	指針の適用期間	3
II	岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識	4
1	社会経済情勢等の変化	4
2	県や国の動き	5
3	施策の取組状況	7
4	文化芸術に関する意識	14
5	指針策定に向け踏まえるべき視点	21
III	基本的方向性	22
1	基本目標	22
2	基本理念	22
3	各分野等における目指す姿	23
4	施策の基本方向	25
5	施策体系	28
IV	施策の具体的推進	30
1	岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	30
2	県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	33
3	日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	35
4	障がい者による文化芸術活動の総合的推進	36
5	文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	38
6	重点的取組事項	39
V	指針の推進	45
1	多様な主体が参画した文化芸術の推進	45
2	施策の評価	47
	[指標と目標値一覧]	48
資料1	岩手県文化芸術振興基本条例	50
資料2	文化芸術基本法	56
資料3	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	61
資料4	文化芸術に関する県民意識調査結果の概要	64
資料5	岩手県文化芸術振興審議会委員名簿	79
資料6	岩手県文化芸術振興審議会における審議経過	81
資料7	指針策定に当たっての意見募集結果	82

1 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等

1 指針策定の趣旨

ここ岩手の地では、雄大な山々や母なる大河北上川、豊かな穀倉地帯、三陸の海など、岩手の変化に富んだ大地と風土が多様な生活文化を育み、交流により磨かれた共生の文化を築いてきました。

このように岩手に根付いた文化の基礎は、縄文時代まで遡ることができ、この地には、自然の移り変わりに寄り添いながら、人々が長期にわたって定住生活を続けてきた御所野遺跡など、縄文文化の宝庫と呼べるほど膨大な遺跡が分布しています。

また、自然豊かな岩手は、かつて金や鉄に代表される資源と馬や漆などの特産品に恵まれていました。この恵みに支えられ、前九年・後三年合戦の後に平泉を中心として、浄土思想の考え方に基づいた寺院・庭園が造られるなど独自の黄金文化が開花しました。

近世になり、良質の砂鉄と燃料となる木材が豊富な北上山地では「たたら製鉄」が盛んとなり、その後、釜石などでは鉄鉱石を原料とした洋式高炉による製鉄も行われ、全国へと広がりしました。

近代に入って、本格的政党内閣を築いた原敬、「武士道」など優れた著書を残した新渡戸稲造、水沢緯度観測所¹を建設した田中館愛橘、また文学、芸術の世界で多くの優れた作品を残した石川啄木²、宮沢賢治、萬籟五郎など、今もって国内に加えて海外にも名を馳せる多彩な先人を輩出しました。

一方で、岩手には、木造の毘沙門天像として日本最大である木造毘沙門天立像³など優れた仏像の数々があり、また、神仏に無病息災、五穀豊穰、魔霊退散などを祈る儀式の中でそれぞれの地域で鹿踊、剣舞、神楽などが奉納され、小正月の田植踊りやえんぶりなどの予祝芸能や、盆の念仏踊りなどの先祖供養のように、人々の生活に密着した祭りや民俗芸能が数多く生まれました。

岩手の文化芸術は、こうした豊かな歴史の積み重ねと時代時代の新たな動きを取り込みながら今に至っています。

物質的な豊かさに加え、経済的な尺度では測ることのできない心の豊かさや、人々や地域の絆の大切さが強く求められている今日においてこそ、岩手の文化芸術の普遍的価値を認識し、これを継承し、県内外との交流を通じて発展させることは極めて重要な意義を持っています。

県では、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指し、平成 20

¹ 水沢緯度観測所：現在の国立天文台水沢 VLBI 観測所の前身。

² 石川啄木：啄の字は口偏に豕。

³ 木造毘沙門天立像（もくぞうびしゃもんでんりゅうぞう）：重要文化財。花巻市東和町の三熊野（みくまの）神社境内にある成島（なるしま）毘沙門堂の毘沙門天で、木造の毘沙門天像としては日本一の大きさである。

年3月に岩手県文化芸術振興基本条例（平成20年岩手県条例第5号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例制定を受けて、同年12月、文化芸術振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定めるため、岩手県文化芸術振興指針を新たに策定しました。

平成27年3月には第2期、令和2年3月には第3期岩手県文化芸術振興指針を策定し、文化芸術団体はもとより、県民、民間団体・企業、市町村等の皆さんとともに、様々な文化芸術施策に取り組んできたところです。

第3期の適用期間には、御所野遺跡（「北海道・北東北の縄文遺跡群」）の世界遺産⁴登録、永井の大念仏剣舞、鬼剣舞を含む「風流踊」のユネスコ無形文化遺産⁵への登録、県と公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団との連携に関する協定書の締結など、文化芸術の振興に関する様々な出来事がありました。

国においても、文化観光拠点の中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号。以下「文化観光推進法」という。）が制定されました。

また、第3期の適用期間は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の世界的な感染拡大があり、文化芸術分野は、イベントや活動の中止・延期・規模縮小、人々の活動自粛など、大きな影響を受けました。一方、イベント等のWEB開催など、デジタル技術を活用した文化芸術活動が急速に普及しました。

このため、第3期の適用期間の終了に伴い、これまでの施策の取組状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、文化芸術の面からも、幸福を守り育て、次世代へと引き継いでいく不断の取組を進めるため、文化芸術振興に関する総合的な目標及び施策の方向等を示す第4期岩手県文化芸術振興指針（以下「指針」という。）を策定するものです。

2 対象とする文化芸術の範囲

文化という言葉自体は、衣食住の日常生活上の慣習や習俗、さらには芸能、道徳、宗教、政治、経済といったものも含む意味でも用いられることがあり、非常に幅の広い言葉ですが、この指針の対象とする文化芸術の範囲は、次のとおりです。

【芸術・芸能】

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

⁴ 世界遺産：「世界遺産」とは、世界遺産条約に基づいて作成される「世界遺産一覧表」に記載されている物件のことで、建造物や遺跡などの「文化遺産」、自然地域などの「自然遺産」、文化と自然の両方の要素を兼ね備えた「複合遺産」の3種類がある。岩手県に3つある世界遺産は、全て「文化遺産」である。

⁵ ユネスコ無形文化遺産：「ユネスコ無形文化遺産」とは、無形文化遺産の保護に関する条約に基づいて作成される「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されている無形文化遺産のこと。

【伝統文化】

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

【生活文化】

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

3 指針の位置付け

(1) 基本的な考え方

本指針は、条例第5条に基づき、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るための「文化芸術振興指針」として策定するものです。

(2) 文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画としての位置付け

本指針は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画としての位置付けを有するものです。

(3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付け

本指針は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号。以下「障害者文化芸術推進法」という。）第8条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付けを有するものです。

(4) いわて県民計画（2019～2028）との関係

本指針は、いわて県民計画（2019～2028）の「長期ビジョン」及び第2期アクションプラン「政策推進プラン」、「復興推進プラン」等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくものです。

また、本指針は、いわて県民計画（2019～2028）の政策の体系における「健康・余暇」分野をはじめ、各政策分野の文化芸術振興に関する施策を、条例第3条に基づき、横断的に進めるものです。

4 指針の適用期間

本指針の適用期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識

1 社会経済情勢等の変化

(1) 人口の減少と少子高齢化の急速な進行

本県の総人口は、平成9年から減少局面に入り、また、平成12年からは、自然減と社会減があいまって人口が減少しており、令和6年10月1日時点の総人口は約114万人となっています。

人口の減少は、各地域において需要の減少をもたらし、地域経済をはじめ、地域の社会システムに様々な影響を与えることが指摘されています。

また、少子高齢化の影響や過疎化の進行により、県内の多くの民俗芸能や伝統行事などの担い手が減少し、こうした地域文化が衰退するなど、地域文化の継承に及ぼす影響や文化芸術活動の縮小が懸念されています。

こうした中、県では、「岩手県人口ビジョン」（平成27年10月策定、令和2年3月改訂）により、今後の人口の展望等を示しており、同ビジョンでは、自然減は若年女性の減少と出生率の低迷が原因であり、社会減は、進学期、就職期の若者の転出による影響が大きく、特に就職期の女性の転出が多い傾向があると分析するとともに、人口減少に歯止めをかけ、2040年に100万人程度の人口を確保することを目指しています。

(2) 東日本大震災津波からの復興の進展

東日本大震災津波からの復興に当たって、文化芸術の果たす役割の大きさが改めて認識されました。

被災地では、令和2年4月に陸前高田市民文化会館「奇跡の一本松ホール」が開館し、文化ホール等の復旧・整備が完了するとともに、令和4年11月には、陸前高田市立博物館が開館しました。

また、壊滅的な被害を受けた文化財や美術作品などについて、全国の専門機関の協力を得ながら修復作業に取り組んでいます。

復興支援を契機として、県内各地で国内外の著名な芸術家等との文化交流の機会やイベントなどが開催されており、令和5年5月には、本県と公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団との間で、クラシック音楽の普及と音楽活動を通じた文化芸術の振興を図ることを目的とした連携協定が締結されました。

被災した民俗芸能団体に対しては、破損、逸失した備品などの整備や、活動場所の復旧への支援などにより、活動環境の復旧・整備が進んでいます。

(3) 文化芸術への関心の高まり

小・中学校、高等学校ともに全国レベルの合唱の大会での金賞獲得、全国高等学校総合文化祭での活躍など、本県の子どもたちや若者の文化芸術活動が全国レベルの大会で評価されています。また、アール・ブリュット⁶巡回展の開催等により障がい者芸術への県民の認知度が向上しているなど文化芸術への関心が高まっています。

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けた機運醸成やインバウンド需要の回復、ニューヨーク・タイムズ紙「2023年に行くべき52カ所」の2番目に盛岡市が選ばれたことなどを契機として、本県への外国人観光客が増加するなど、日本文化や本県の生活文化への注目が集まっています。

(4) 世界遺産登録等の取組の進展

「平泉」（平成23年登録）、橋野鉄鉾山（「明治日本の産業革命遺産」（平成27年登録））に加え、令和3年に御所野遺跡（「北海道・北東北の縄文遺跡群」）が世界遺産に登録され、本県が有する世界遺産は3つになりました。

また、現在、「平泉」の拡張登録を目指す取組を進めています。

ユネスコ無形文化遺産では、「早池峰神楽」（平成21年登録）、吉浜のスネカを含む「来訪神：仮面・仮装の神々」（平成30年登録）に加え、令和2年に漆掻きの技術を含む「伝統建築工匠の技」、令和4年に永井の大念仏剣舞、鬼剣舞を含む「風流踊」、令和6年に「伝統的酒造り」が登録されました。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、文化芸術イベントの中止・延期・規模縮小や人々の行動自粛により、文化芸術活動の減少、海外との交流の停滞、地域における年中行事の中止、学校における子どもの文化芸術活動の機会や芸術鑑賞機会の減少など、大きな影響を受けました。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして活動を休止している団体等もありますが、鑑賞や発表の機会が復調するとともに多くの文化芸術活動が再開しています。

2 県や国の動き

(1) 県の動き

- ・ 令和5年3月に「いわて県民計画（2019～2028）」の実効性を確保するために、令和5年度から令和8年度までに取り組むべき政策や、その具体的な推進方策を明らかにする第2期アクションプランを策定しました。

⁶ アール・ブリュット：「生の芸術」と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術のこと。アール・ブリュットは、障がい者芸術に限定されるものではないが「アール・ブリュット」という概念・呼称の下で、障がい者の優れた芸術作品を評価・発掘し、国内外に発信する活動が進められていることを踏まえ、本指針においては、障がい者芸術のひとつを表す表現として用いている。

- ・ 令和3年11月、世界遺産をはじめとする平泉の文化遺産の価値を広く世界中に伝え、人類共通の財産として後世へ継承するための拠点となり、世界遺産「平泉」の構成資産及び関連する遺跡の周遊の出発点としてその価値や特徴を分かりやすく紹介する岩手県立平泉世界遺産ガイドセンター（以下「平泉世界遺産ガイドセンター」という。）が開館しました。
- ・ 令和4年度から令和8年度までを、岩手が誇る歴史文化を振り返り、岩手の未来を展望するための「岩手県政150周年記念期間」に位置付けています。

(2) 国の動き

- ・ 平成30年6月に文部科学省設置法（平成11年法律第96号）が改正され、文化庁の組織改革と機能強化が図られました。また、令和5年に同庁が京都に移転されました。
- ・ 令和2年5月に文化観光推進法が施行され、文化観光の推進を図ることとされました。
- ・ 令和3年6月に文化財保護法（昭和25年法律第214号）が改正され、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度、地方公共団体による文化財の登録制度が新設されました。
- ・ 令和5年3月に、文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期計画期間の成果と課題を踏まえ、今後5年間（令和5～9年度）において推進する取組を示した「文化芸術推進基本計画（第2期）」が策定されました。
- ・ 令和5年3月に、障害者文化芸術推進法に定める基本的な方針を踏まえ、今後5年間（令和5～9年度）において推進する取組を示した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」が策定されました。

3 施策の取組状況

令和2年3月に策定した第3期岩手県文化芸術振興指針に掲げる5つの「施策の基本的方向」の具体的施策の進捗状況を測るため設定した指標の実績と令和2～5年度の主な取組状況を取りまとめました。

(1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
世界遺産等の来訪者数	千人	目標	927	937	950	712	805
		実績	444	417	693	778	—

- 世界遺産等の来訪者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けましたが、令和4年度以降は、回復傾向にあります。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
「世界遺産授業」の受講者数〔累計〕	人	目標	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000
		実績	2,380	2,947	3,996	5,196	—

- 「世界遺産授業」の受講者数は、概ね順調に受講者数を伸ばしており、世界遺産の価値普及に貢献しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
文化遺産ネットワーク構成資産数〔累計〕	箇所	目標	5	10	10	15	20
		実績	0	25	25	25	—

- 文化遺産ネットワーク構成資産数は、令和3年度に25件（鉄文化ネットワーク）となり、目標を達成しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
民俗芸能ネットワーク構成団体数	団体	目標	396	396	396	393	393
		実績	404	393	393	422	—

- 民俗芸能ネットワーク構成団体数は、微減していましたが、令和5年度に民俗芸能団体連合組織の新規加盟があったため、団体数が増加しました。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
岩手県民俗芸能フェスティバル鑑賞者〔累計〕※	人	目標	1,600	5,455	7,505	11,015	14,655
		実績	1,232	6,680	8,756	12,308	—

※ R3以降の実績値には、オンライン鑑賞者を含む。

- 岩手県民俗芸能フェスティバル鑑賞者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けましたが、令和3年度からオンライン配信を開始したことで鑑賞者が増加しました。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
国、県指定文化財件数	件	目標	573	577	581	580	583
		実績	572	574	579	584	—

- ・ 国、県指定文化財件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって生じた指定推進調査の遅れにより、県文化財保護審議会に諮問できなかつたため、令和2年度から令和4年度までの間は、目標値に届きませんでした。令和5年度は目標を上回りました。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
コミックいわてWEB訪問者数	人	目標	190,000	193,000	196,000	199,000	202,000
		実績	156,219	184,304	114,080	144,341	—

- ・ コミックいわてWEB訪問者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による大型イベントの現地開催中止に伴うPR機会の減少等により目標値に届きませんでした。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
「食の匠」組織による食文化伝承活動回数	回	目標	30	32	34	36	38
		実績	16	30	32	41	—

- ・ 「食の匠⁷」組織による食文化伝承活動回数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けましたが、令和3年度、令和4年度には動画活用するなど伝承活動を推進し、令和5年度は目標を上回る活動を行いました。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
観光客数(歴史・文化に関する観光地点での入込客数)	千人	目標	3,355	2,144	3,375	2,440	2,760
		実績	2,144	1,638	2,266	2,939	—

- ・ 観光客数(歴史・文化に関する観光地点での入込客数)は、令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による国内外の移動制限や外出自粛の影響が大きく、目標を達成できませんでした。

【その他の取組状況】

- ・ 復興の絆コンサート、さんりく音楽祭、楽しいオーケストラ in 岩手などの復興の絆を生かしたコンサートを開催しました。
- ・ 令和5年に本県と公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団が、クラシック音楽の普及と音楽活動を通じた岩手県の文化芸術の振興を図ることを目的とした連携協定を締結しました。
- ・ 令和3年に御所野遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産に登録され岩手県内の世界遺産が3つになりました。
- ・ 令和4年に永井の大念仏剣舞、鬼剣舞を含む風流踊がユネスコの無形文化遺産に

⁷ 食の匠：岩手県の食文化の発信活動を促進し、地域活性化を促すために、永年培われてきた郷土料理等の優れた技術を有する者を「食の匠」として認定する制度。

登録されました。

- ・ 令和3年に平泉世界遺産ガイドセンターが開館しました。また、ひらいずみ遺産⁸を活用した文化観光を推進するため、いわて平泉歴史文化観光地域計画を取りまとめました。
- ・ 岩手県民俗芸能フェスティバルの開催や北海道・東北ブロック民俗芸能大会への団体派遣などを通じて、民俗芸能の鑑賞の機会と発表の場を確保しました。
- ・ 令和2年度から令和4年度までの間に開催された岩手県民俗芸能フェスティバルでは、首都圏の民俗芸能団体との交流を行いました。
- ・ 地域の景観点検や景観学習を行ったほか、まちづくりアドバイザーの派遣を実施しています。
- ・ 著名料理人を招へいた産地視察や、著名料理人と地元料理人がコラボレーションして料理を提供する食事会と体験がセットになった三陸フュージョン料理ツアーを令和4年度に実施したほか、HP等を活用し、郷土食の情報発信を行っています。
- ・ 令和3年度には、東北ディスティネーションキャンペーンの機会を生かし、地域の事業者等と連携して民俗芸能や重要文化財などを活用した特別企画を実施するとともに、各コンテンツを生かした広域周遊モデルルートの設定や東北ディスティネーションキャンペーン特設サイト等での情報発信を行いました。

(2) 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
岩手芸術祭参加者数 [※] 〔累計〕	人	目標	49,000	71,000	93,000	113,000	133,000
		実績	41,796	55,221	77,010	99,295	—

※ R3以降の実績値には、オンライン鑑賞者を含む。

- ・ 岩手芸術祭参加者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けましたが、令和3年度から総合フェスティバルのオンライン配信などを実施し、令和4年度以降は概ね順調に推移しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
県内の公立文化施設 [※] における催事数	件	目標	1,358	1,372	1,385	1,223	1,305
		実績	583	997	1,064	1,798	—

※ R4以前:12施設、R5以降:14施設

- ・ 県内の公立文化施設における催事数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館、入場制限や活動自粛等により、大きく影響を受けましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した令和5年度は回復しています。

⁸ ひらいずみ遺産：世界遺産「平泉」構成資産である中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡及び金鶏山並びに世界遺産「平泉」関連遺産である柳之御所跡遺跡、骨寺村荘園遺跡、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡及び達谷窟のこと。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
文化施設入場者数※	千人	目標	172	174	176	126	145
		実績	161	33	77	128	—

※ 岩手県公立文化協会所属文化施設における自主事業の入場者数

- 文化施設入場者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館、入場制限や活動自粛等により、大きく影響を受けましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した令和5年度は、催事数、入場者数ともに回復しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
子どものための芸術家派遣事業公演数 〔累計〕	件	目標	131	198	266	328	392
		実績	115	172	244	307	—

- 子どものための芸術家派遣事業公演数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け目標値に届きませんでした。令和4年度以降は回復傾向にあります。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6	
様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合(小・中・高校生)	%	目標	小	74	76	77	72	73
			中	74	76	78	69	70
			高	82	84	86	77	79
		実績	小	72	69	71	69	—
			中	68	65	68	64	—
			高	—	68	69	76	—

- 様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合は、文化芸術に関する鑑賞会等を実施する学校はコロナ禍に比べ増加しましたが、各学校において学校行事の精選等の教育課程の見直しが進んでいる中で、伝統芸能活動に取り組む機会が減少するなどの影響があり、目標値に届きませんでした。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
岩手県障がい者文化芸術祭出展数 〔累計〕	件	目標	635	960	1,290	1,635	1,980
		実績	701	1,037	1,394	1,756	—

- 岩手県障がい者文化芸術祭出展数は、毎年度目標値を超える出展があり、障がい者の創作活動が活発に行われています。

【その他の取組状況】

- 復興の絆を生かして開催するさんりく音楽祭や楽しいオーケストラ in 岩手では、県内の児童・生徒がオーケストラと共演するなど、次世代育成の取組を進めています。
- 若者の文化芸術活動を支援する若者文化振興事業費補助の実施やいわてネクストジェネレーションフォーラムの開催により、若者の活動内容を県内外に発信しています。

- ・ 高齢者が文化芸術活動に参加できる環境づくりを進めるため、岩手県民長寿文化祭を開催しています。

(3) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
文化情報関連 SNS フォロワー数※	人	目標	5,300	5,600	5,900	11,600	12,000
		実績	5,273	5,636	6,060	11,673	—

※ フォロワー数をカウントしている SNS の種類 R4以前:3、R5以降:7

- ・ 文化芸術関連の SNS フォロワー数は、順調に増加しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数	人	目標	411,000	414,000	417,000	420,000	423,000
		実績	355,425	437,297	416,409	452,442	—

- ・ 「いわての文化情報大事典」のホームページ訪問者数は、当該大事典の各種 SNS に動画等のコンテンツを掲載し、ホームページを訪問せずに情報にアクセスできる構成としたことから、令和2年度は訪問者数が伸びませんでした。令和3年度以降は概ね順調に推移しています。

【その他の取組状況】

- ・ いわてマンガプロジェクトにより、本県の魅力を国内外に発信しています。また、本県の魅力を発信する事業として、ミセテイワテ動画コンテストなどを実施しました。
- ・ 県立美術館・県立博物館では、ホームページや SNS、テレビ、ラジオなどを通じて、企画展やイベントの周知等を行っているほか、美術館では所蔵品の画像での公開、博物館ではバーチャルツアーの公開など WEB を活用した取組を実施しています。

(4) 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数[累計]	件	目標	815	1,730	2,265	2,805	3,350
		実績	1,196	1,824	2,600	3,314	—

- ・ 岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数は、順調に増加しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
アートマネジメント研修参加者数[累計]※	人	目標	80	113	153	203	253
		実績	57	124	185	254	—

※ R3以降の実績値には、オンライン参加者を含む。

- ・ アートマネジメント研修参加者数は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の

感染拡大の影響を大きく受けましたが、令和3年度から参加者は概ね順調に推移しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
県立文化施設(県民会館、県立博物館、県立美術館)の利用者数	人	目標	453,500	193,000	462,500	429,000	440,000
		実績	188,966	340,028	390,068	604,650	—

- 県立文化施設の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、休館、利用制限や活動自粛など影響を大きく受けましたが、令和5年度以降は、回復傾向にあります。

【その他の取組状況】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により県立文化施設の利用機会が減少したことから、利用料金収入減少等に伴う減収分について指定管理料の増額を行いました。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた文化芸術団体の活動を支援するため、いわて文化芸術活動支援事業費補助及びいわて文化施設利用促進事業費補助を実施しました。
- 岩手県文化芸術コーディネーターを県内5か所に設置し、文化芸術活動に係る相談に対応しました。令和6年度からは、新たに市町村ヒアリングや地域課題の解決に向けた支援など、地域の実情に合わせた支援に取り組んでいます。

(5) 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
【再掲】岩手芸術祭参加者数〔累計〕※	人	目標	49,000	71,000	93,000	113,000	133,000
		実績	41,796	55,221	77,010	99,295	—

※ R3以降の実績値には、オンライン鑑賞者を含む。

- 岩手芸術祭参加者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けましたが、令和3年度から総合フェスティバルのオンライン配信などを実施し、令和4年度以降は概ね順調に推移しています

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
【再掲】岩手県障がい者芸術祭出展数〔累計〕	件	目標	635	960	1,290	1,635	1,980
		実績	701	1,037	1,394	1,756	—

- 岩手県障がい者文化芸術祭出展数は、毎年度目標値を超える出展があり、障がい者の創作活動が活発に行われています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
岩手県障がい者音楽祭参加団体数※	団体	目標	16	17	18	10	12
		実績	—	5	10	16	—

※ R3 はオンラインでの実施。

- ・ 岩手県障がい者音楽祭参加団体数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けたため、令和2年度から令和4年度までは目標値に届きませんでした。令和5年度の音楽祭も感染拡大防止対策を行いながらの開催となりましたが、参加団体数はコロナ禍前の水準まで回復しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数[累計]	人	目標	80	120	160	205	250
		実績	138	179	216	248	—

- ・ 障がい者の文化芸術活動支援者育成研修受講者数は、概ね順調に推移しています。

【その他の取組状況】

- ・ 岩手県障がい者芸術活動支援センター「かだあると」を設置し、障がい者の文化芸術活動に係る相談対応、創作活動を支援する職員等の育成や相互のネットワークを形成するための意見交換会やワークショップを開催しました。
- ・ 障がい者の権利保護に関する研修会、施設事業所等の管理者に対する普及啓発のための研修会を実施し、障がい者が文化芸術活動に取り組むための支援体制の充実を図りました。
- ・ いわてアール・ブリュット巡回展を開催したほか、令和4年には首都圏で作品展示を行い、本県のアール・ブリュットの魅力を県外に発信しました。また、デジタル展覧会も開催し、多くの人が本県の作家たちによるアール・ブリュット作品に触れる機会を創出しました。

4 文化芸術に関する意識

(1) 文化芸術に関する意識調査

県が各種アンケートへの御協力をお願いしている県内在住の「希望郷いわてモニター」⁹の方々を対象に実施した「文化芸術に関する意識調査」の概要です。

意識調査の概要

調査期間	令和6年7月12日（金）～7月26日（金）
調査方法	調査紙郵送及びインターネット
調査対象	令和6年度希望郷いわてモニター 200名
回答者数	160名（80%）

① 文化や芸術への親近感

設問	文化や芸術を身近なものとして感じていますか。
----	------------------------

回答	回答割合	
	令和元年度	令和6年度
身近なものとして感じている	74.6%	79.4%
身近なものとして感じていない	25.4%	20.6%

【「① 身近なものとして感じている」理由】

選択肢	回答割合			
	令和元年度	(順位)	令和6年度	(順位)
ア 文化芸術鑑賞を行っているから	45.6%	(1)	45.7%	(1)
イ 文化芸術活動を行っているから	26.2%	(2)	33.9%	(2)
ウ 文化芸術に関する情報に触れ合う機会があるから	24.2%	(3)	20.5%	(3)
エ その他	4.0%	(4)	0.0%	(4)
不明・無回答	0.7%	(5)	0.0%	(4)

文化や芸術への親近感に関する設問では、令和6年度は79.4%の回答者が「文化芸術を身近なもの」と感じており、その理由としては「文化芸術の鑑賞を行っているから」が最も多くなっています。

また、令和元年度と比較し、「身近なものと感じている」と回答した割合が4.8ポイント増加しています。

⁹ 希望郷いわてモニター：岩手県民約200人をモニターとして委嘱しているもの。2年に一度、公募等により、地域、年齢、性別等を考慮の上、選考している。

② 文化芸術活動等における課題

設 問	文化芸術鑑賞や文化芸術活動において、現状どのような課題や支障があると感じていますか。
-----	--

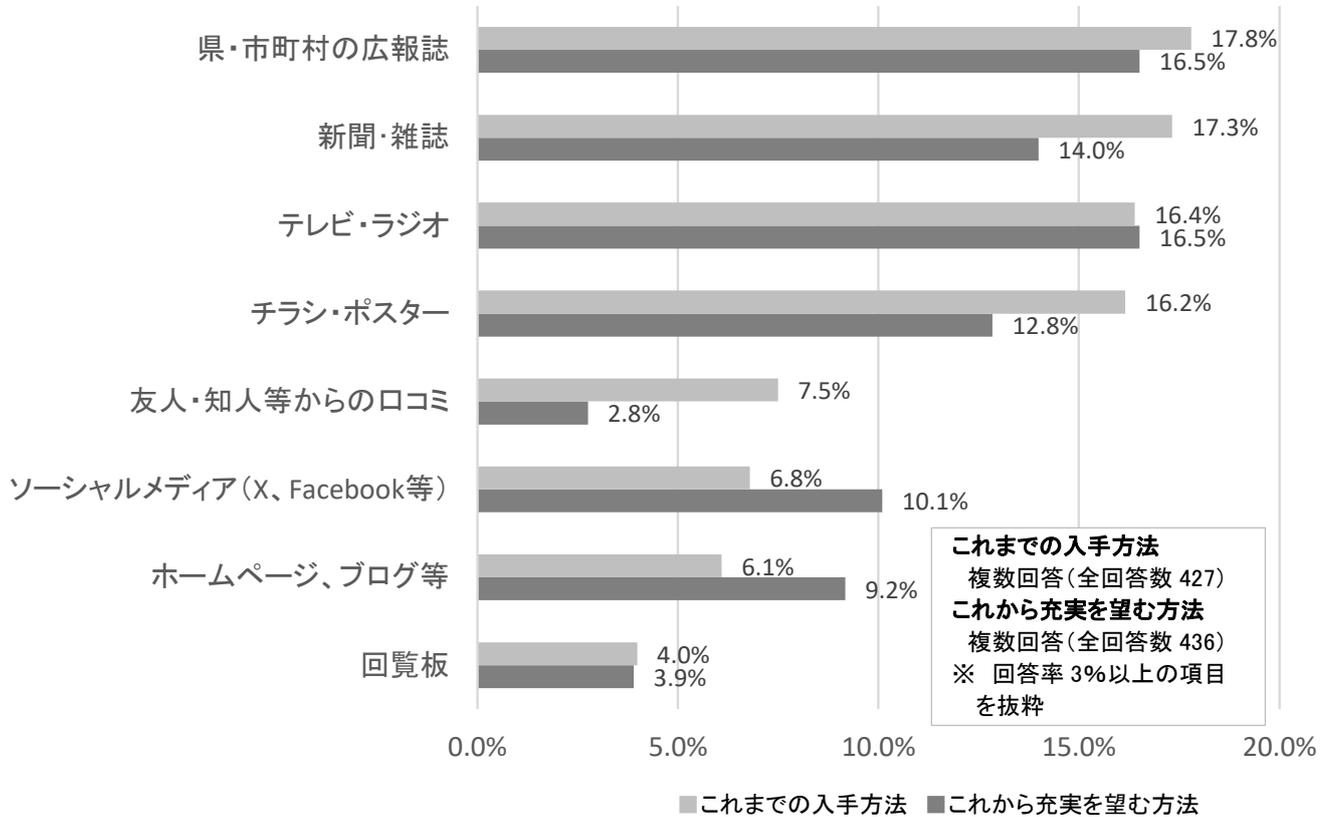
選択肢	回答割合			
	令和元年度	(順位)	令和6年度	(順位)
① 地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい	13.1%	(3)	9.0%	(4)
② 催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい	13.9%	(2)	16.9%	(2)
③ 鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない	13.1%	(3)	16.2%	(3)
④ 活動や発表の機会・場所が十分でない	7.7%	(7)	4.7%	(7)
⑤ 次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない	16.8%	(1)	18.7%	(1)
⑥ 指導者がいない	4.0%	(9)	3.2%	(11)
⑦ 団体としての活動が難しくなっている	8.0%	(6)	9.0%	(4)
⑧ 文化芸術による地域振興体制づくりが困難である	4.8%	(8)	4.7%	(7)
⑨ 活動費用が十分とはいえない、費用がかかりすぎる	9.9%	(5)	7.6%	(6)
⑩ 文化芸術鑑賞・活動をする際に周囲の理解が得られない	3.1%	(10)	3.6%	(9)
⑪ 特に課題・支障となるものはない	2.8%	(11)	3.6%	(9)
⑫ その他	2.0%	(12)	2.9%	(12)
不明・無回答	0.9%	(13)	0.0%	(13)

注 網掛けの数字は、令和元年度・令和6年度それぞれの年度において回答割合が上位1位から3位までの選択肢であること。

文化芸術鑑賞や文化芸術活動における課題や支障についての設問では、「次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない」「情報の少なさ・見つけにくさ」「鑑賞・活動機会の少なさ」の順に回答割合が高くなっています。上位3項目は、令和元年度と令和6年度を比較して、変動がありません。

③ 情報の入手方法

設 問	文化芸術活動への参加に関する情報をどのようなものから入手していますか。
-----	-------------------------------------



文化芸術活動への参加に関する情報の入手方法についての設問では、「県・市町村の広報誌」、「新聞・雑誌」、「テレビ・ラジオ」、「チラシ・ポスター」の回答割合が高くなっています。また、これから充実を望む方法として、「ソーシャルメディア」や「ホームページ、ブログ等」などのインターネット関連項目の回答割合が特に高くなっており、期待が高いことが分かります。

④ アール・ブリュットの認知度

設問	伝統や流行・教育などに左右されず、自身の内側からわきあがる衝動のままに表現した芸術で、障がいのある人・子ども・素人芸術家らの作品を「アール・ブリュット」と言いますが、このアール・ブリュットのことを知っていますか。
----	--

選択肢	回答割合	
	令和元年度 (順位)	令和6年度 (順位)
① アール・ブリュット作品を観賞したことがある	19.9% (2)	29.4% (2)
② アール・ブリュット作品を観賞したことはないが、言葉は知っている	11.9% (3)	26.3% (3)
③ 知らない	67.2% (1)	43.8% (1)
不明・無回答	1.0% (4)	0.6% (2)

「アール・ブリュット作品を鑑賞したことがある」「アール・ブリュット作品を鑑賞したことはないが、言葉は知っている」の割合がそれぞれ10ポイント以上増加しており、アール・ブリュットの認知度が高まっていることが分かります。

⑤ 行政サポート

設問	文化芸術の担い手である県民に対する行政のサポートとして、どのようなものが大切だと考えますか。
----	--

選択肢	回答割合	
	令和元年度 (順位)	令和6年度 (順位)
① 若手芸術家・後継者の発掘・育成	22.0% (1)	19.8% (1)
② 地域の活動者や団体等への指導者の派遣及び指導者の養成	13.3% (3)	15.3% (2)
③ 文化芸術活動に貢献した個人・団体等の表彰	3.8% (9)	3.6% (9)
④ 文化芸術についての情報収集・提供	11.9% (4)	11.5% (5)
⑤ 県内外の地域との文化芸術の交流機会の拡充	9.0% (6)	6.8% (7)
⑥ 文化芸術団体と市民団体等との連携の促進	5.2% (8)	6.5% (8)
⑦ 学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充	16.0% (2)	14.4% (3)
⑧ 地域における文化芸術に関する相談窓口や橋渡し等の支援体制の整備	6.5% (7)	7.4% (6)
⑨ 文化芸術活動の発表又は鑑賞機会の提供	11.0% (5)	13.5% (4)
⑩ その他	1.3% (10)	1.1% (10)
不明・無回答	0.0% (11)	0.0% (11)

注 網掛けの数字は、令和元年度・令和6年度それぞれの年度において回答割合が上位1位から3位までの選択肢であること。

県民への行政サポートに関する設問では、「若手芸術家・後継者の発掘・育成」、「地域の活動者や団体等へ指導者の派遣及び指導者の養成」「学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充」の回答割合が高くなっており、活動者、後継者の育成と学校教育における文化芸術学習等の機会充実が望まれていることが分かります。上位3項目は、令和元年度と令和6年度を比較して、変動がありません。

⑥ 望ましい将来像・理想像

設問	岩手の文化芸術を構築・振興する上で、より望ましい将来像・理想像はどのようなものだと考えますか。
----	---

選択肢	回答割合			
	令和元年度		令和6年度	
		(順位)		(順位)
① 多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿	19.7%	(1)	19.2%	(1)
② 全国的・世界的に有名な文化芸術の催し物が年に数回行われる姿	10.2%	(5)	10.0%	(4)
③ 地元密着型のアーティストが県内で活躍している姿	7.2%	(7)	7.9%	(7)
④ 県出身者が著名なアーティストとして全国や世界で活躍している姿	9.3%	(6)	9.4%	(5)
⑤ 地域独自の文化芸術が活発に行われている姿	11.6%	(3)	11.4%	(3)
⑥ 県外から入ってくる文化芸術が積極的に取り入れられている姿	2.6%	(10)	2.8%	(11)
⑦ 青少年が文化芸術に触れ、創造性や感性が育まれている姿	10.7%	(4)	9.2%	(6)
⑧ 若者や女性が文化芸術に積極的に関わっている姿	4.9%	(9)	4.4%	(9)
⑨ 高齢者や障害者が文化芸術に積極的に関わっている姿	6.0%	(8)	4.6%	(8)
⑩ 岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿	16.2%	(2)	16.8%	(2)
⑪ 新しい文化芸術を生み出し、発展させていく姿	1.4%	(11)	4.4%	(9)
⑫ その他	0.0%	(12)	0.0%	(12)
不明・無回答	0.0%	(12)	0.0%	(12)

注 網掛けの数字は、令和元年度・令和6年度それぞれの年度において回答割合が上位1位から3位までの選択肢であること。

岩手の文化芸術を構築・振興する上で、より望ましい将来像・理想像についての設問では、「多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿」、「岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿」の回答割合が高くなっています。上位3項目は、令和元年度と令和6年度を比較して、変動がありません。

(2) 関係団体等との意見交換

市町村や芸術文化協会（芸文協）、岩手県文化芸術コーディネーター、岩手県芸術文化協会加盟専門団体（専門団体）、公立文化施設などの関係団体、民俗芸能や障がい者芸術の関係団体等との意見交換を通して、各主体の活動の現状や課題等について把握を行いました。

項目	意見	団体
文化芸術全般	少子高齢化による担い手不足、後継者育成、団体数の減少が課題となっている。	市町村、芸文協、専門団体
	学校の統廃合で民俗芸能や学校独自の文化的取組の継承が絶たれることが懸念される。	市町村、芸文協
文化芸術活動	後継者育成に指導者の育成や支援の視点が必要である。	専門団体
	高齢者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に活動を休止しているため、活動再開の方策が必要である。	コーディネーター
文化芸術団体	若い世代が団体活動を敬遠する傾向があるので、参加してもらえ工夫が必要である。	市町村、芸文協、専門団体
	コミュニティセンターなどで活動している者やヒップホップ、食文化、メディア芸術などの新しい分野で活動している個人や団体を掘り起こして、芸術文化協会に参加してもらおうよう働きかける必要がある。	市町村、芸文協
民俗芸能	踊りや祭り本番だけでなく、祭りの準備、衣装の着付けなども映像に残す取組を行う必要がある。	市町村、民俗芸能関係団体
	小中学校の授業で民俗芸能を取り入れているが、地域への展開や継承につなげていくことが課題である。	市町村
	何かひとつ、民俗芸能の伝承のモデルとなる新しい事業があると良い。	民俗芸能関係団体
	民俗芸能を海外に発信する際、翻訳が障害となっているので、それに対する支援が必要である。	コーディネーター
体験・鑑賞の機会	学校で実施する青少年劇場などの芸術家派遣の回数を増やし、芸術体験の機会を増やす必要がある。	市町村
	子どもの時期に文化芸術の体験機会が必要なので、体験イベントを実施する必要がある。	市町村、芸文協、公立文化施設
市町村芸術祭	出展数・入場者の減少や参加者の高齢化・固定化が課題である。	市町村、芸文協
	ジャンルを超えたイベントやパフォーマンス等の工夫が必要である。	芸文協、専門団体
人材育成	プロデューサー・ディレクター・舞台技術者が不足しているため、専門家の育成や確保が課題である。	公立文化施設
	文化芸術の必要性や社会包摂に対する文化芸術の役割について、市町村担当者を対象にした研修が必要である。	コーディネーター

項目	意見	団体
部活動の地域移行	部活動の地域移行について、地域の指導者が不足している。また、対応できない状況もある。	芸文協
	部活動の地域移行について、派遣される講師に資格を与えてキャリア形成に役立つ仕組みを作る方法がある。	コーディネーター
	様々な学校から集まった子ども達の活動も部活動として認めてもらいたい。	コーディネーター
障がい者による文化芸術活動	障がい者の文化芸術活動を支える担い手が不足している。	障がい者芸術関係団体
	事業所としては、障がい者の文化芸術活動にどのように取り組めばよいか助言してくれる芸術関係の方がいるとありがたい。	障がい者芸術関係団体
	権利保護について、現場の支援者の意識を高めていく必要がある。	障がい者芸術関係団体
文化芸術を支える産業	画材店・楽器店・表具店などが減少していることから、芸術の基盤になる産業を支援する必要がある。	専門団体、コーディネーター
資金調達	事業への助成などの支援を推進してほしい。	市町村、芸文協、専門団体
文化施設	施設や備品の経年劣化、老朽化が課題である。	市町村
	文化施設の利用者も固定化、縮小化している。	公立文化施設
文化芸術推進体制	文化芸術の長年の課題（団体の高齢化、施設の老朽化、情報不足）を把握し、コーディネートをして解決に導く視点のある者が必要である。また、情報を集めて一元化し、県全体で共有することが必要である。	公立文化施設
	市町村の一般職員は異動があるので、文化芸術行政に長く関わる学芸員が市町村を超えて連携していく必要がある。	市町村
	単独の市町村、単独の文化施設で取組むことには限界があるため、市町村や施設の枠を超えて連携する必要がある。	公立文化施設、コーディネーター
	文化芸術と教育・福祉・観光などの他分野との連携が必要である。	公立文化施設、コーディネーター

5 指針策定に向け踏まえるべき視点

このような社会経済情勢等の変化、国や県の動き、施策の取組状況、文化芸術に関する意識調査と関係団体との意見交換の結果を受け、指針の策定に向けて踏まえるべき視点を次のとおり取りまとめました。

(1) 文化芸術の振興と交流の推進

- ・ 復興支援の取組を通じて深まった著名な芸術家との交流やつながりを生かした取組を継続し、交流人口の拡大を図るとともに、公演での共演等を通じて、次世代を育成していくことが必要です。
- ・ 世界遺産の価値や保存への理解促進や、柳之御所遺跡の拡張登録の実現に向けた取組が必要です。
- ・ 文化芸術団体、民俗芸能団体など少子高齢化による後継者の育成が求められています。

(2) 文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

- ・ 文化芸術活動の公演機会や鑑賞機会について、WEB 配信などを活用するなど充実を図ることが必要です。
- ・ 民俗芸能の映像化など、後世への継承に向けた保存が求められています。

(3) 文化芸術情報の発信

- ・ 本県の魅力ある文化芸術について、若年層や国内外に向けて発信力を強化することが必要です。
- ・ いわたの文化情報大事典の適時適切な更新や、閲覧者が情報を検索しやすい機能の充実が求められています。

(4) 障がい者による文化芸術活動の推進

- ・ 障がい者の文化芸術活動の支援人材の育成や創作活動への支援が必要です。

(5) 文化芸術活動の総合的支援体制の構築

- ・ 地域の実情に応じた文化芸術に係る課題解決に向けた支援や地域の特色を生かした文化芸術活動の支援等を推進するため、官民一体による文化芸術活動推進体制の構築に向けた取組の継続が必要です。
- ・ 文化芸術に携わる人材育成や、公立文化施設の老朽化への対応が求められています。

Ⅲ 基本的方向性

1 基本目標

豊かな歴史や文化を受け継いで
県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる
魅力あふれる岩手

岩手の風土に培われた豊かな歴史や文化を次世代に受け継いでいくとともに、県民誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境づくりを進めることにより、より豊かな文化芸術へと発展させていくことを通じて、魅力あふれる岩手を実現します。

2 基本理念

条例に基づくほか、東日本大震災津波の経験を踏まえて、文化芸術の振興に当たっての考え方の基盤となるものとして、次の7つを基本理念とします。

- ・ 文化芸術を通じた東日本大震災津波からの復興
- ・ 県民一人ひとりの主体性の尊重と創造性の発揮
- ・ 県民誰もが鑑賞、参加、創造できる環境の整備
- ・ 県民の共通財産としての将来世代への継承
- ・ 文化芸術を通じた県内外の地域間交流の積極的な推進
- ・ 県民、民間団体等、市町村、県の役割への理解と協働
- ・ 文化芸術活動を行う個人や団体、県民の意見の反映

3 各分野等における目指す姿

条例に掲げられている文化芸術の「芸術・芸能」、「伝統文化」、「生活文化」の3つの分野と、地域の歴史的、文化的な「景観」について、指針に基づく施策を通じて、次の「目指す姿」の実現を図っていきます。

(1) 芸術・芸能

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

- ① 県民の日常の暮らしの中に、地域の芸術・芸能情報が満ち溢れ、誇りとなっているほか、無理のない負担で鑑賞できている。また、情報を容易に入手することができ、希望すれば、芸術・芸能活動を始めすることができる環境にある。
- ② 県民が、優れた数多くの芸術・芸能に触れる機会が確保されている。また、様々な希望に応じ、優れた芸術・芸能鑑賞の紹介、橋渡し、アドバイスなどが行われ、気軽に利用できている。
- ③ 芸術・芸能活動を行う非営利団体等の活動に対し、幅広い人的・物的支援ネットワークが構築され、団体の活発な活動につながっている。また、その活動成果を発表できる機会が整備され、広くその活動が知られている。
- ④ 幼少期から優れた文化芸術に触れる機会があるとともに、創造性と個性が育まれ、岩手の文化芸術の次代を担う人材が育っている。また、新たに活動を行う芸術・芸能の選択肢（分野・種類）が数多く設けられている。
- ⑤ 芸術・芸能を地域振興の核としようとする地域において、活動者、県民、行政、文化施設などが連携した取組が展開されるとともに、メディア芸術等の発信力を生かした取組が効果的に行われている。
- ⑥ 沿岸被災地において、芸術・芸能の再開と活性化がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

(2) 伝統文化

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

- ① 県民が日々の暮らしの中で地域の伝統文化を実感でき、日常生活の一部として民俗芸能活動や文化財保護活動などの伝統文化活動に参加している。また、地域外に対して、地域の伝統文化の魅力が発信されている。
- ② 地域の宝として文化財や民俗芸能及び祭りなどの年中行事が地域住民に理解され、地域全体のものとして位置付けられている。また、学校、団体、企業、行政等がこれらの活動を理解し、活動支援や参加への配慮がなされ、十分な活動が行われている。
- ③ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、地域の中において発表・交流の

場があり、地域に根ざした活動が展開されている。また、希望すれば、地域外で発表する機会が確保され、活動の活性化につながっている。

- ④ 全ての指定文化財や優れた民俗芸能等の映像等の記録が整備され、伝統文化の発信や優れた技の伝承等に活用されている。
- ⑤ 沿岸被災地において、民俗芸能などの伝統文化の復旧・再開がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

(3) 生活文化

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

- ① 各地域の住民が、その地域の文化、伝統、言葉、風習、食生活等の生活文化を総合的又は部分的に体験できる機会がある。
- ② 各地域の生活文化が総合的に記録されており、各地域の住民が家庭において体験できるとともに、実践できる環境にある。また、希望すれば地域の様々な生活文化を体験できる機会がある。
- ③ 各地域の生活文化の特徴が整理、紹介され、特徴ある生活文化が他の地域から認識されている。また、その成果が地域振興に活用されているとともに、その価値が地域住民の再認識につながっている。
- ④ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、県全体や市町村内など多くの場所で、生活文化に関する発表会、交流会などが開催され、相互の情報交換や交流などにより、その活動が活性化できる場となっている。
- ⑤ 沿岸被災地において、生活文化が地域に継承され、文化芸術を通じた復興と地域振興が行われている。

(4) 景観

地域の歴史的又は文化的な景観

- ① 各地域の住民が、景観の保全・活用などに関する活動に気軽に参加でき、歴史的、文化的な景観の価値が地域住民を始めとして広く認識されている。
- ② 景観と地域の文化の関わりが整理、発信され、地域の住民、団体、企業、行政等の総合的な文化振興活動につながっている。
- ③ 保存・活用に関する各種公的支援制度等が十分に活用され、経費的な課題が保存の支障となっていない。
- ④ 沿岸被災地において、地域の自然、歴史、文化などを背景とした景観が再生され、誇りと愛着を持てる「ふるさと」が形成されている。

4 施策の基本方向

岩手の文化芸術の一層の振興を図るために、「岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進」、「県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備」、「日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信」、「障がい者による文化芸術活動の総合的推進」、「文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築」の5つを施策の基本方向とします。

(1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

東日本大震災津波の復興支援のつながりを生かした様々な文化芸術活動を通じて、人的・経済的な交流を推進していくことが必要です。

本県の自然や歴史・風土に生まれ、先人たちが培ってきた多くの豊かな文化芸術や文化財、景観等の魅力に触れ、理解するとともに、新たな文化芸術を創造し、次世代に継承していくことが必要です。

また、本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、岩手ならではの文化について、観光分野をはじめ、まちづくりや国際交流など様々な分野と有機的に連携し、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら活用を進め、交流の機会を拡大することが必要です。

(2) 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

文化芸術の一層の振興を図る基礎になるものとして、県民の幅広い層における文化芸術の鑑賞、参加、創造できる機会の充実を図っていくことが重要です。

そのため、居住する地域に関わらず、県民の身近な場所で子ども、若者、高齢者、障がい者など、県民誰もが文化芸術に触れ活動できるよう、デジタル技術も活用しながら、支援するとともに、その振興と水準向上を図ることが重要です。

(3) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

県民が日々の暮らしを豊かにすることができるよう、多様化している情報発信の方法を活用し、文化芸術イベントや障がい者による文化芸術活動、伝統行事、文化財、食文化など、本県の豊かな文化芸術の情報を発信し、その魅力を伝えることが重要です。

また、「岩手らしさ」といった本県のアイデンティティー¹⁰を国内外に発信するために、県全体としての総合的な文化芸術の発信力、訴求力を強化していく必要があります。

¹⁰ アイデンティティー：主体性。自己同一性。自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。

(4) 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

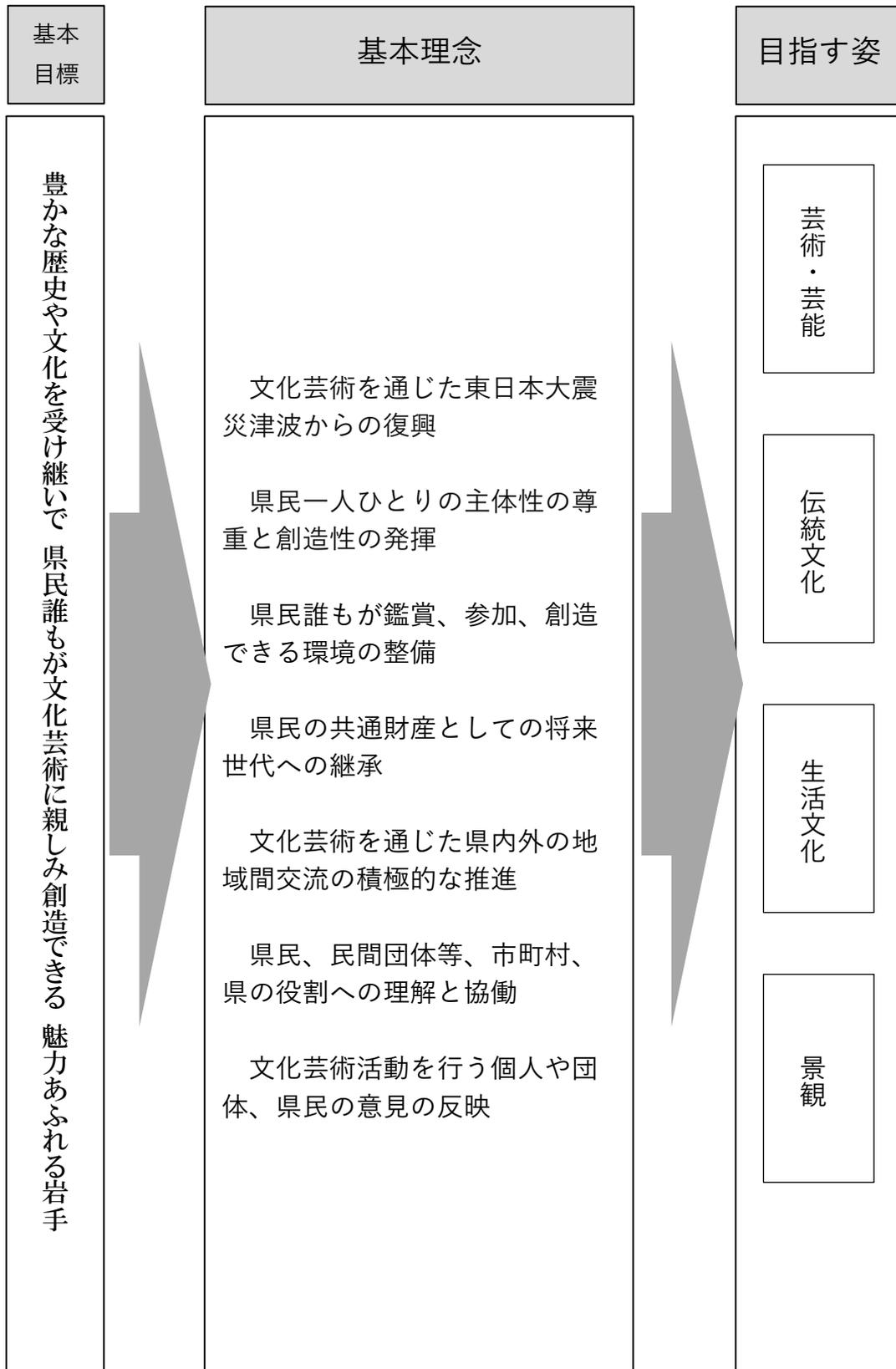
文化芸術は、これを創造・享受する者の障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものです。障害者文化芸術推進法に基づき、障がい者による文化芸術活動について幅広く促進していくことが必要です。

(5) 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

企業、団体、文化施設、教育機関、行政などが連携し、文化芸術活動を支援し、活性化を図るため、官民が一体となった文化芸術活動を支援する体制を構築することが重要です。

文化芸術の分野だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育といった様々な分野や領域を横断して、協力、連携し、互いの力を活用し、相乗効果を生み出していく体制を推進することも必要です。

5 施策体系



施策の基本方向と具体的推進

(★重点的取組事項)

- 1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進
 - (1) 東日本大震災津波からの復興と復興の絆を生かした文化交流の推進 ★
 - (2) 世界遺産の保存管理・活用と拡張登録に向けた取組の推進 ★
 - (3) 世界遺産を活用した文化観光の推進 ★
 - (4) 民俗芸能の保存・継承の支援 ★
 - (5) 文化財等の保存と活用
 - (6) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進
 - (7) 文化芸術を通じた交流の推進

- 2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備
 - (1) 県民の文化芸術活動の支援
 - (2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
 - (3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援
 - (4) 若者の文化芸術活動の支援
 - (5) 高齢者の文化芸術活動の支援
 - (6) 障がい者による文化芸術活動の支援
 - (7) デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実 ★

- 3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信
 - (1) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信
 - (2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
 - (3) 文化観光の取組を生かした情報の発信
 - (4) 国内外における公演や展示などへの支援
 - (5) 大型イベントなどを活用した文化プログラムの実施

- 4 障がい者による文化芸術活動の総合的推進
 - (1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援 ★
 - (2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実
 - (3) 県文化芸術ホームページや SNS 等による情報の発信
 - (4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
 - (5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援

- 5 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築
 - (1) 文化芸術活動の活性化を図るための支援
 - (2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成
 - (3) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援
 - (4) 県立文化施設の整備や機能の拡充
 - (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築 ★

IV 施策の具体的推進

1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

(1) 東日本大震災津波からの復興と復興の絆を生かした文化交流の推進

- ・ 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体などの活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。
- ・ 東日本大震災津波により被災した文化財の修復を進めます。
- ・ 文化芸術を通じた交流人口の拡大を図るため、復興支援の取組を通じて深まった著名な芸術家との交流やつながりを生かした取組を展開します。

(2) 世界遺産の保存管理・活用と拡張登録に向けた取組の推進

- ・ 本県が有する3つの世界遺産を、人類共通の財産として継承していくため、県民の保存管理への理解を深める取組を実施するとともに、関係自治体と連携し、適切な保存管理と活用の取組を進めます。
- ・ 世界遺産等に対する興味・関心を高め持続させていくため、児童生徒への教育活動や県民に向けた講演会の開催など、価値の普及に取り組みます。
- ・ 平泉の文化遺産の価値を広く世界中に伝えるため、平泉世界遺産ガイダンスセンターを拠点とし、その魅力の発信などに取り組みます。
- ・ 世界遺産「平泉」への拡張登録について、柳之御所遺跡の調査研究の推進や、関連遺跡の調査等の支援など、関係自治体と連携した取組を進めます。

(3) 世界遺産を活用した文化観光の推進

- ・ 本県が有する3つの世界遺産及び関連資産を地域振興につなげるため、相互に連携・交流を行いながら、一体的な取組を推進し、国内外に向けた魅力向上・来訪促進・周遊促進を図ります。
- ・ 平泉世界遺産ガイダンスセンターを拠点とし、世界遺産や関連史跡、関連施設との連携を深めながら、文化資源の活用による文化観光の取組を推進します。

(4) 民俗芸能の保存・継承の支援

- ・ 民俗芸能の保存・継承を促進するため、児童生徒の部活動などを通じた取組を推進するとともに、地域等と連携して指導環境の充実を図ります。
- ・ 民俗芸能をはじめとする文化芸術への理解を深めるため、郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組む機会と文化芸術の鑑賞機会の充実を図ります。
- ・ 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催や「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」への団体派遣などにより、民俗芸能団体の活性化を図るとともに、地域内外からの担い手の確保につながるよう、民俗芸能の魅力や価値を発信します。

- ・ 民俗芸能など伝統文化を生かした交流人口・関係人口の拡大を図るため、市町村や民俗芸能団体と連携し、訪日外国人等に向け多言語対応に取り組みながら、本県が誇る民俗芸能の魅力を発信するなど、観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。
- ・ 本県の多彩な民俗芸能の保存・継承及び後継者の育成を促進するため、市町村や教育機関、関係団体と連携し、民俗芸能団体への支援を行います。
- ・ 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体などの活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。【再掲】

(5) 文化財等の保存と活用

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、市町村の文化財保存活用地域計画の作成に向けて情報提供や助言を行うとともに、現地調査等による文化財保護の取組を推進します。
- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護とともに、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財の保護・伝承を行うため、歴史的価値などの調査を進めながら、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組みます。
- ・ 文化財を生かした地域活性化を図るため、日本遺産、歴史的建造物や史跡公園などの文化財をユニークベニュー¹¹や観光コンテンツとして活用するとともに、活用事例をホームページ等で国内外に広く発信します。
- ・ 地域の祭りや市日等の地域性豊かな賑わいや寺社仏閣等の信仰の場など、地域の歴史と文化が今に引き継がれている姿を感じることができるよう、地域の景観点検や景観学習の実施を通じて、景観の価値を高める活動を促進するとともに、次世代の景観づくりの担い手の育成を推進します。
- ・ 東日本大震災津波により被災した文化財の修復を進めます。【再掲】

(6) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進

- ・ 本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、本県の特徴ある文化芸術の取組について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進め、交流の機会の拡大に取り組みます。
- ・ マンガや映像など本県の特徴ある文化について、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進め、交流の機会の拡大に取り組みます。
- ・ 障がい者芸術作品への関心を高めるため、アール・ブリュットを中心とした展覧会を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。

¹¹ ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

- ・ 農山漁村に受け継がれてきた食文化について、「食の匠」による継承・伝承活動を促進するため、学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会などの取組を支援します。

(7) 文化芸術を通じた交流の推進

- ・ 文化芸術を生かした交流を推進するため、本県の文化芸術の祭典である「岩手芸術祭」への参加者や鑑賞者の拡大に向けた取組を行うとともに、芸術体験の機会の提供や地域の文化催事との連携を推進し、県民が身近に交流できる機会を提供します。
- ・ 国内外の芸術家が滞在して創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンスなどを促進し、国内外との交流を推進します。
- ・ 歴史的建造物、郷土食や民俗芸能などの文化、郷土史などの知識や伝統技術などを有する人材等の地域資源について、維持・保存するとともに、住民生活や地域産業との調和を図り、観光資源としても活用しながら、サステナブルツーリズム¹²を促進します。
- ・ 若者や外国人に人気となっているマンガやアニメの舞台やモデルになった地域や場所を訪れる聖地巡礼などの観光ルートの開発を推進します。
- ・ 「平泉」、橋野鉄鉦山（「明治日本の産業革命遺産」）、御所野遺跡（「北海道・北東北の縄文遺跡群」）の3つの世界遺産や「十和田八幡平国立公園」、「三陸復興国立公園」の2つの国立公園など、岩手ならではのコンテンツを活用した観光を推進します。
- ・ 文化芸術を通じた交流人口の拡大を図るため、復興支援の取組を通じて深まった著名な芸術家との交流やつながりを生かした取組を展開します。【再掲】

【指標と目標値】¹³ ★ 累計の目標値は、令和5年度からの累計であるもの。

- 世界遺産等の来訪者数：991千人 [R5実績値：778千人]
- 「世界遺産出前授業」の実施学校数〔累計〕：200校 [R5実績値：66校]
- 3つの世界遺産の連携・交流活動参加人数〔累計〕：420人 [R5実績値：80人]
- 世界遺産ガイド施設等入館者数：107千人 [R5実績値：72千人]
- 民俗芸能ネットワーク加盟団体数：422団体 [R5実績値：422団体]
- 「岩手県民俗芸能フェスティバル」鑑賞者数〔累計〕：27,300人 [R5実績値：3,552人]
- 民俗芸能イベント等を契機とした交流会等への参加団体数〔累計〕：56団体 [R5実績値：8団体]
- 国、県指定文化財件数：598件 [R5実績値：584件]
- 文化財のユニークベニュー活用件数〔累計〕：310件 [R5実績値：53件]
- コミックいわてWEBページビュー数：831,000件 [R5実績値：659,256件]
- 景観づくりに取り組む地区数〔累計〕：69地区 [R5実績値：59地区]
- 景観学習実施学校数〔累計〕：67校 [R5実績値：35校]
- 観光客数（歴史・文化に係る観光地点での入込客数）：3,502千人 [R5実績値：2,939千人]

¹² サステナブルツーリズム：訪問客、産業、環境、受入れ地域の需要に適応しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光のこと。

¹³ 【指標と目標値】：施策ごとの令和11年度に達成すべき成果目標。

2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

(1) 県民の文化芸術活動の支援

- ・ 年齢、性別、障がいの有無に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。
- ・ 県民の文化芸術活動の活性化に向け、「岩手芸術祭」への多様な活動の参画を推進するとともに、芸術体験イベントの開催を通じて次世代を担う子どもたちの参加を促進するなど、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。
- ・ 「文学の国いわて」の進展に向けた文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家とのつながりを広めながら県民の創作活動を支援します。
- ・ 地域の祭りや地域性豊かな様々な文化活動を守り、継承していくため、地域の文化活動などへの参加機運の醸成を図ります。

(2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施

- ・ 県内で行われる文化芸術活動を奨励し、その振興と水準向上を図るため、優れた芸術・美術活動を行った方に岩手県芸術選奨・美術選奨などの顕彰を行います。
- ・ 本県の文化芸術の振興に著しく寄与した方や団体及び岩手ならではの文化の創造や本県の文化芸術の魅力を発信した方や団体などの表彰を行います。

(3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援

- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加を促進し、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。
- ・ 優れた文化芸術の鑑賞機会を生かして、児童生徒の豊かな心を育み、演奏技術等の向上を図るため、国内外からの評価が高い音楽家や芸術家などとの交流機会を提供します。
- ・ 文化芸術への理解を深めるため、様々な文化芸術の鑑賞会や体験活動等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会など部活動を通じた取組を推進します。
- ・ 文化部活動の地域移行に伴う受入体制の整備を進め、地域において子どもたちが文化芸術に継続して親しむ機会の確保に取り組みます。
- ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。

(4) 若者の文化芸術活動の支援

- ・ 本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家等の創作活動を支援します。
- ・ 若者の多様な文化活動を本県の力とするため、若者の個性と創造性が発揮される機会や学校・職場・地域の枠を超えた交流の機会を提供します。

(5) 高齢者の文化芸術活動の支援

- ・ 高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりを推進します。

(6) 障がい者による文化芸術活動の支援

- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、積極的に文化芸術活動に取り組むことができる環境づくりを推進します。
- ・ 岩手県障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。

(7) デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実

- ・ オンライン配信等のデジタル技術も活用しながら、年齢、性別、障がいの有無、居住する地域に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。
- ・ 本県が誇る民俗芸能を保存・継承するため、いわての文化情報大事典を活用したアーカイブ化に取り組みます。

【指標と目標値】 ★ 累計の目標値は、令和5年度からの累計であるもの。

- 岩手芸術祭参加者数〔累計〕：155,000人 [R5実績値：22,285人]
- 岩手芸術祭への出展数〔累計〕：8,680件 [R5実績値：1,035件]
- 県内の公立文化施設における催事数：1,800件 [R5実績値：1,798件]
- 文化施設入場者数※：245千人 [R4実績値：128千人]
- 子どものための芸術家派遣事業公演数〔累計〕：476件 [R5実績値：63件]
- 県立文化施設（県民会館、県立博物館、県立美術館）利用者数：497,000人 [R5実績値：604,650人]
- 様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合：小学生75%
中学生72%、高校生86% [R5実績値：小学生69%、中学生64%、高校生76%]
- 岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕：2,415件 [R5実績値：362件]
- 岩手県障がい者音楽祭参加団体数：18団体 [R5実績値：16団体]
- 障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数〔累計〕：315人 [R5実績値：32人]
- 県主催文化芸術公演のオンライン視聴回数：11,370回 [R5実績：8,552回]

※ 岩手県内公立文化施設協議会加盟施設で行う自主催事入場者数

3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

(1) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信

- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページや SNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して、伝統芸能・民俗芸能の優れた技、伝統的生活文化・文化財など岩手の文化芸術に関する情報を国内外に広く発信するとともに、文化芸術イベント情報を広く周知します。
- ・ 県立美術館・県立博物館が保有する文化芸術・文化財などに関する情報のホームページなどによる提供と活用を推進します。
- ・ 県政 150 周年記念事業を通じて、本県の歴史や文化の魅力を発信します。
- ・ マンガや映像など本県の特色ある文化について、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進め、交流の機会の拡大に取り組みます。【再掲】

(2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載

- ・ 県広報誌「いわてグラフ」をはじめとした、自治体広報誌や生活情報誌を活用して文化芸術情報を発信します。

(3) 文化観光の取組を生かした情報の発信

- ・ 文化観光を推進し、人的、経済的交流を図るため、本県が有する 3 つの世界遺産、民俗芸能をはじめとする多様な文化資源の魅力を発信します。
- ・ 平泉の文化遺産の価値を広く世界中に伝えるため、平泉世界遺産ガイダンスセンターを拠点とし、その魅力の発信などに取り組みます。【再掲】
- ・ 平泉世界遺産ガイダンスセンターを拠点とし、世界遺産や関連史跡、関連施設との連携を深めながら、文化資源の活用による文化観光の取組を推進します。【再掲】

(4) 国内外における公演や展示などへの支援

- ・ 様々な機会を捉えて、県外や海外における本県の文化芸術の公演や展示などを支援し、文化芸術を生かした国内外との交流を推進します。
- ・ 本県の妖怪などの数多くの伝承・民話や民俗芸能など本県の特色ある文化を国内外に発信します。

(5) 大型イベントなどを活用した文化プログラムの実施

- ・ 大阪・関西万博等の国家規模のイベントや日本博 2.0¹⁴などの文化プログラムを活用し、本県の文化芸術の魅力を発信します。

【指標と目標値】

- 「いわての文化情報大事典」ホームページ ページビュー数：1,700 千件 [R5 実績値：986 千件]
- 文化芸術関連 SNS フォロワー数：14,000 人 [R5 実績値：11,673 人]

¹⁴ 日本博 2.0：2025 年日本国際博覧会の機運醸成やインバウンド需要の回復、国内観光需要の一層の喚起を目指しつつ、日本の美と心を体現する我が国の文化芸術の振興及びその多様かつ普遍的な魅力を発信する取組。

4 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

(1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援

- ・ 岩手県障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。【再掲】
- ・ 障がい者芸術作品への関心を高めるため、アール・ブリュットを中心とした展覧会を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。【再掲】
- ・ 作家の権利が適切に保護され、安心して、創作活動に取り組むことのできる環境づくりを進めます。
- ・ 障がい者の文化芸術活動を支援する事業所職員等の資質の向上を図るため、岩手県障がい者芸術活動支援センターにおいて支援者育成研修を実施するほか、支援者のネットワークを構築し、障がい者の文化芸術活動に取り組む環境の充実を図ります。

(2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実

- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加を促進し、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、特別支援学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。
- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化に向け、「岩手芸術祭」や芸術体験イベントへの参加を促進するなど、障がい者が身近に文化芸術を体験できる機会を設けるとともに、障がいの有無に関わらず文化芸術活動を通じて県民が交流できる機会を提供します。
- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の機会を提供します。

(3) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信

- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページや SNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して、障がい者による文化芸術に関する情報を国内外に広く発信します。

(4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載

- ・ 県広報誌「いわてグラフ」をはじめとした、自治体広報誌や生活情報誌を活用して、障がい者による文化芸術情報を発信します。

(5) 岩手県文化振興基金¹⁵による文化芸術活動の支援

- ・ 県内の文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金により、障がい者の文化芸術活動に対して支援を行います。

【指標と目標値】 ★ 累計の目標値は、令和5年度からの累計であるもの。

- 岩手芸術祭参加者数〔累計〕：155,000人 [R5実績値：22,285人]
- 岩手芸術祭への出展数〔累計〕：8,680件 [R5実績値：1,035件]
- 子どものための芸術家派遣事業公演数〔累計〕：476件 [R5実績値：63件]
- 岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕：2,415件 [R5実績値：362件]
- 岩手県障がい者音楽祭参加団体数：18団体 [R5実績値：16団体]
- 障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数〔累計〕：315人 [R5実績値：32人]

¹⁵ 岩手県文化振興基金：昭和55年に設立した文化事業に対して助成を行う基金。公益財団法人岩手県文化振興事業団が所管。

5 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

(1) 文化芸術活動の活性化を図るための支援

- ・ 文化芸術活動団体間等の連携や文化芸術の担い手不足など地域の実情に応じた文化芸術活動における課題を把握し、解決に向けた支援を行います。
- ・ 県民の文化芸術活動を支援し、活性化を図るため、各広域振興圏に文化芸術コーディネーターを設置することなどにより、活動者と鑑賞者それぞれの希望やニーズとのマッチングに取り組みます。
- ・ 企業等による積極的な参画と支援を促進し、文化芸術活動の活性化につながるよう取り組みます。

(2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成

- ・ 各地域における文化芸術活動を支援するため、アートマネジメント¹⁶研修の実施などにより、文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成や相互交流の促進を図ります。

(3) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援

- ・ 県内の文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金により、文化芸術活動に対して支援を行います。
- ・ 本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家等の創作活動を支援します。【再掲】

(4) 県立文化施設の整備や機能の拡充

- ・ 県民会館、県立美術館、県立博物館による県内各地での文化芸術活動の支援を進めます。
- ・ 県立文化施設における利便性の向上や安全の確保を図るため、計画的に文化芸術活動の拠点としての施設の整備や機能の拡充を進めます。

(5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

- ・ 文化芸術プログラムの企画や商品の創出、官民協働による新設のファンド等を活用した文化芸術団体への活動助成などを行う、官民一体による文化芸術推進体制「岩手版アーツカウンシル」の構築に向けた取組を推進します。

【指標と目標値】 ★ 累計の目標値は、令和5年度からの累計であるもの。

■ アートマネジメント人材育成数〔累計〕：350人〔R5実績値：69人〕

■ 県立文化施設（県民会館、県立博物館、県立美術館）利用者数
：497,000人〔R5実績値：604,650人〕

¹⁶ アートマネジメント：公的機関や企業の文化支援についての新しい考え方。音楽や演劇などの芸術の世界に、企業経営の手法を取り入れようとするもので、より質の高い演劇や音楽を多くの人々が楽しめることを目的とした運営活動。芸術経営。

6 重点的取組事項

前節に記載しているとおり、文化芸術振興の取組は幅広く多岐にわたっています。

昨今の社会経済情勢等の変化を踏まえ、対応が求められている7つの取組を「重点的取組事項」としてまとめ、その背景や、より具体的な取組を記載しました。

(1) 東日本大震災津波からの復興と復興の絆を生かした文化交流の推進

平成23年に発生した東日本大震災津波は、本県に未曾有の被害をもたらしました。

県では、県民はもとより、市町村、企業、高等教育機関をはじめとする多様な主体と連携しながら、被害を受けた施設や備品、文化財等の復旧、民俗芸能団体の活動支援などに取り組んできた結果、復興の歩みは着実に進んでいます。

また、この東日本大震災津波からの復興に当たって、国内外から多くの芸術家などに岩手に支援に来ていただき、その文化芸術の力が子どもたちを始めとした被災者の心の大きな支えとなり、現在では、地域とのかけがえのない交流に発展しています。

このような復興の絆を生かした交流を推進していくとともに、交流から生まれた価値を大切に、岩手の文化芸術の振興につなげていくことが重要です。

① 被害を受けた民俗芸能団体等への支援

- ・ 県や岩手県文化振興基金による東日本大震災津波により被災した民俗芸能団体の活動再開等への支援

② 復興の絆を生かした文化交流の推進

- ・ 復興の絆を生かしたコンサートの開催や文化イベント等の展開
- ・ 三陸防災復興プロジェクト2019を機に培われたつながりを生かした取組の展開
- ・ 公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団との連携協定を生かした取組の展開

③ 被災した文化財等の修復

- ・ 東日本大震災津波により被災した文化財等の修復

④ 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援

- ・ 文化芸術に触れる機会を提供するための学校等への芸術家派遣
- ・ 国内外からの評価の高い音楽家や芸術家などとの交流機会を創出
- ・ 鑑賞機会充実のため、児童生徒等の移動を支援

(2) 世界遺産の保存管理・活用と拡張登録に向けた取組の推進

本県は3つの世界遺産を有しています。

平成23年には、平泉に築かれた仏堂や庭園は、他に例の無いものとして、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」が本県で初めて世界遺産に登録されました。

拡張登録に向けて取り組んでいる柳之御所遺跡については、専門家等の意見を踏まえて課題を解決し、関係機関と調整を図り、早期の登録実現を目指していくことが重要です。

また、平成27年には、釜石市にある橋野鉄鉱山が「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の一部として、令和3年には、一戸町にある御所野遺跡が「北海道・北東北の縄文遺跡群」の一部として、世界遺産に登録されました。

縄文時代、平安時代、江戸・明治時代の3つの世界遺産等について、一体的に情報発信を行うことにより、各遺産の価値等の理解を深めるとともに、世界遺産等を活用して地域振興につなげていくことが必要です。

① 世界遺産等の適切な保存管理と活用の推進

- ・ 世界遺産の価値や保存管理の重要性の理解増進につながる教育活動や県民に向けた講演会等の取組の実施
- ・ 住民生活と調和した遺産の保存管理と活用の推進

② 世界遺産「平泉」の拡張登録への取組

- ・ 柳之御所遺跡の調査研究の推進や関連遺跡の調査等の支援

③ 世界遺産等を活用した文化的交流の推進

- ・ 「平泉学」を軸とした学術研究に基づく情報発信等の充実
- ・ 3つの世界遺産について、児童生徒による交流学習会やボランティア交流発表会等による交流の促進

(3) 世界遺産を活用した文化観光の推進

令和2年5月に文化観光推進法が施行され、多くの人々に文化資源の魅力を伝え、文化の振興に再投資される好循環を生み出すことで、地域の活性化や文化芸術の発展につなげていくことが期待されています。

いわて平泉歴史文化観光地域計画に基づき、本県の重要な文化資源である世界遺産の魅力を広く県内外へ発信し、来訪促進及び関係人口の創出、地域活性化を図ることが重要です。

更に、3つの世界遺産など「岩手ならではの」コンテンツに、高品質な「食」、「宿」、

などを組み合わせた高付加価値の旅行商品造成を促進します。

① 3つの世界遺産への来訪促進

- ・ 県、平泉町、釜石市及び一戸町等を構成員とする「岩手県3つの世界遺産連絡会議」において、世界遺産の魅力向上、来訪促進など一体的な取組を推進

② ひらいずみ遺産を活用した周遊プログラムの造成

- ・ 来訪者に伝統文化や地域の豊かさを体感してもらうための体験コンテンツや平泉世界遺産ガイドランスセンターを拠点とする周遊プログラムの造成

③ 「橋野鉄鉱山」への来訪促進と「明治日本の産業革命遺産」の周遊促進

- ・ 明治日本の産業革命遺産推進協議会と連携し、来訪者管理戦略に基づくインタープリテーション¹⁷を実施

④ 「御所野遺跡」への来訪促進と「北海道・北東北の縄文遺跡群」の周遊促進

- ・ 縄文遺跡群世界遺産本部と連携し、JOMON ARCHIVES¹⁸による縄文遺跡の魅力発信や体験講座を行い、来訪や周遊を促進

(4) 民俗芸能の保存・継承の支援

本県には、ユネスコ無形文化遺産に登録された、国指定重要無形民俗文化財の「早池峰神楽」や「吉浜のスネカ」、「永井の大念仏剣舞」、「鬼剣舞」をはじめ、古くから守り受け継がれてきた神楽・鹿踊・剣舞・田植踊など、多種多様な民俗芸能等が数多く残されています。

また、民俗芸能は、地域の行事や学校教育において取り組まれています。しかし、少子高齢化による後継者の育成や指導者の高齢化が課題となっている団体も少なくありません。

民俗芸能団体の活性化を促進するとともに、岩手県の民俗芸能の魅力や価値を国内外の多くの方に伝えるため、公演と鑑賞の機会の充実や民俗芸能の魅力発信に取り組むことが重要です。

また、市町村や関係団体と連携して、後継者の育成など地域における民俗芸能団体の取組を支援していくことが重要です。

海外での公演や他県の芸術家との交流などにより本県の民俗芸能の価値が県内外に広がりつつあり、民俗芸能を通じた交流による地域コミュニティの活性化に取り組むことが重要です。

¹⁷ インタープリテーション：自然や歴史・文化の魅力や価値を紹介し、地域と来訪者を結びつける活動。

¹⁸ JOMON ARCHIVES：北海道・北東北の縄文遺跡群デジタルアーカイブ。北海道・北東北の縄文遺跡群の情報を一元的に保存し、公開・提供している。

① 公演や鑑賞の機会の充実と交流の促進

- ・ 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催による民俗芸能の鑑賞の機会と発表の場の確保
- ・ 「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」などの県外における公演の機会の提供
- ・ 県内外に向けた様々な広報媒体を活用した民俗芸能の魅力の発信
- ・ 県外の民俗芸能団体等との交流による活動の活発化の促進
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などの促進

② 民俗芸能団体の取組への支援

- ・ 児童生徒の部活動などを通じた民俗芸能団体の活動の充実
- ・ 岩手県文化振興基金による民俗芸能団体の備品整備や後継者育成の取組への助成
- ・ 民俗芸能団体を対象とした人材育成に関する研修会の実施
- ・ 被災地における民俗芸能団体などの活動再開の支援

(5) デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実

映像配信をはじめとするデジタル技術を活用した文化芸術の鑑賞という手法は、単に現実の鑑賞機会を代替するだけでなく、時間的・空間的制約のある方々にも広く文化芸術の鑑賞の機会を提供し、現実の鑑賞機会と橋渡しをするものとして期待されています。

県民が、年齢や障がいの有無、居住する地域等に関わらず、身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図るため、デジタル技術を生かした映像配信に取り組むことが重要です。

また、本県の文化芸術活動について、いわての文化情報大事典を活用し、アーカイブとして充実していくことが重要です。

① 県主催イベントのオンライン配信

- ・ 岩手芸術祭及び岩手県民俗芸能フェスティバルのWEB配信の実施
- ・ いわてアール・ブリュット巡回展におけるデジタル展覧会の実施

② いわての文化情報大事典を活用したアーカイブの充実

- ・ 民俗芸能の映像化とアーカイブ配信の実施

(6) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援

県では、障がい者の文化芸術活動の鑑賞、発表の機会として岩手県障がい者文化芸術祭を開催してきたほか、いわてアール・ブリュット巡回展を開催し、芸術的価値の高い作品の展示や作家とのワークショップを実施してきました。これらの取組を通じ、障がい者の文化芸術活動への意欲を醸成するとともに、多くの県民に対し鑑賞機会を創出し障がい者の文化芸術活動の普及啓発を引き続き行っていくことが重要です。

また、障がい者やその家族及び事業者等が文化芸術活動に取り組むに当たっては、創作環境や展示機会、作家の権利保護等についての相談窓口の設置や創作活動を支援する人材の育成に係る研修等の実施していくことが重要です。

① 障がい者芸術作品の鑑賞や発表機会の拡大

- ・ アール・ブリュット作品の展覧会の開催や公共施設、商店街等における展示などによる、作品鑑賞機会の充実
- ・ ホームページや SNS を活用した国内外への情報発信
- ・ 岩手芸術祭への出展支援
- ・ 「岩手県障がい者文化芸術祭」「岩手県障がい者音楽祭」の開催

② 障がい者芸術作品の評価に係る検討

- ・ 新たな作家・作品の調査
- ・ これまで作品として認識されづらかった新しい価値につながる取組事例の調査

③ 著作権等の法的知識の普及による権利保護の推進

- ・ 「障がい者文化芸術作品における作家の権利保護に関する指針」の活用促進
- ・ 作家の権利保護に関する研修会の開催

④ 創作活動を支援する人材の育成

- ・ 創作活動を支援する人材育成のための研修会の実施
- ・ 支援者のネットワーク形成のための研修会の実施
- ・ 北海道、北東北ブロックなどの広域連携の推進

⑤ 文化芸術活動に関する相談支援体制の充実

- ・ 創作活動に係る相談窓口「岩手県障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」の運営

(7) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

本県が誇る世界遺産や民俗芸能、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト 2019 の成果や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通じた文化芸術への関心の高まりをレガシーとして次世代につなげていくため、官民一体による文化芸術の推進体制の構築などにより、県内各地の特色や得意分野を生かした魅力ある文化芸術のまちづくりを進めていきます。（「いわて県民計画（2019～2028）」文化・スポーツレガシープロジェクト）

県では、本県の状況を踏まえて、文化芸術の力を一層発揮するための環境づくりに向け、岩手版アーツカウンシルの構築に向けた取組を推進します。

① 文化芸術推進体制の構築

- ・ 文化芸術に係る課題についての具体的な検討
- ・ 他分野との連携についての検討
- ・ 先行自治体の事例や県内状況の調査、研究
- ・ 岩手版アーツカウンシルの構築に向けたロードマップの策定

② 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成

- ・ 公立文化施設と連携した文化芸術普及活動（アウトリーチ）の実施
- ・ 文化芸術に取り組む人材や文化芸術の担い手を育成するための研修の実施

V 指針の推進

1 多様な主体が参画した文化芸術の推進

岩手の文化芸術を振興していくためには、県民、企業、団体、文化施設、教育機関、行政等が互いに連携、協力して取り組んでいくことが重要です。これまでも地域社会を構成する様々な主体が参画し、地域の歴史的、文化的、経済的、人的資源を活用しながら、文化芸術の取組を進めてきました。

また、文化芸術の取組を進める過程で、文化芸術が持つ多様な価値観の尊重や他者との相互理解が進むという機能により、多くの県民や多様な主体が社会の中でつながり、支え合う社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン¹⁹）を重視する視点が大切です。

（1）地域（地域住民）の主な役割

地域の文化は、地域で生まれ、育まれ、継承されていくものであり、その主役は地域住民自身です。各地域の文化芸術を支え、継承していく基盤となるものとして、地域文化を担い、人々が協力して取り組む活動や景観保全活動の主体となることを期待します。

また、生活文化の多くが家庭や地域における日常生活に根ざしていることから、一人ひとりが生活文化の担い手であるとの自覚を持ち、地域住民が、その実践、継承及び活用に更に大きな役割を果たすことを期待します。

（2）企業等の主な役割

文化芸術団体等とのタイアップ事業や冠コンサートの実施、イベントへの協賛等による資金援助をはじめとしたメセナ²⁰活動のほか、企業版ふるさと納税や文化芸術活動に係る協定の締結など企業による文化芸術活動への積極的な参画と支援、従業員や関係者の文化芸術活動や地域活動への参加支援・配慮等を通じ、地域の文化芸術の振興に一層貢献していくことを期待します。

（3）文化芸術活動団体の主な役割

県や各地域における文化芸術活動・創造の中心として、岩手県芸術文化協会や市町村の芸術文化協会をはじめ、多様な文化芸術活動団体が、自発性・創造性を発揮し、特色ある文化芸術活動を独自に展開することを期待します。

また、他の文化芸術団体や文化施設、観光、教育、福祉等に関する団体などと積極的に連携、協力しながら、会員の文化芸術活動の支援や県民に対する鑑賞機会の提供、

¹⁹ ソーシャル・インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

²⁰ メセナ：フランス語で「芸術・文化を保護・支援すること」の意味。企業が行う文化支援活動。

講師派遣等により、本県の文化芸術の振興の牽引役として更に大きな役割を果たすことを期待します。

(4) 民間団体等の主な役割

地域には様々な民間団体等があり、これらの団体の中には公益財団法人岩手県文化振興事業団をはじめ、文化芸術活動の支援や地域振興のために文化芸術を活用しようというものがあります。これらの団体が、文化芸術活動者・団体や行政、企業、県民等とのネットワークを強め、活動を活発化させることによって、地域の文化芸術の活性化に更に大きな役割を果たすことを期待します。

(5) 文化施設等の主な役割

行政、民間団体、文化芸術団体等や文化施設相互のネットワークの強化により、文化芸術活動者や県民にとってより利便性の高いサービスを提供することを期待するとともに、文化芸術情報が集積・発信される、文化芸術の中核的な拠点としての役割や地域の発展を支える機能の一層の充実を期待します。

(6) 学校・教育機関等の主な役割

学校を始めとする教育機関、中学校文化連盟、高等学校文化連盟等が連携し、授業やクラブ活動における指導、文化行事の開催、指導者の育成等を通じ、文化芸術への興味を喚起し積極的な活動を助長することによって、児童生徒の豊かな情操を養い、創造性を高め、ひいては人間性の涵養に一層貢献していくことを期待します。

また、教育機関等が地域との連携をより深め、積極的に協働することにより、地域の文化芸術の継承に更に大きな役割を果たしていくことを期待します。

(7) 市町村の主な役割

市町村は、各地域に最も密着した行政体として、その区域の文化芸術情報の総合的な把握を行い、住民とともに各市町村における振興方向を定めるとともに、文化芸術に関する各種支援サービスの企画、活用勧奨や実施、体制の整備等により、文化芸術活動の活性化とその継承を支援する機能の一層の充実を期待します。

(8) 県の責務と主な役割

県は、文化芸術振興施策を総合的に策定し実施するほか、国、市町村等との連携、協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるとともに、それぞれの主体が期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行っていきます。

2 施策の評価

指針に基づく施策の着実かつ継続的な実施を図るため、施策の取組状況を単年度ごとに評価・検証し、フォローアップを行います。

評価・検証に当たっては、指標を拠りどころとして、全体の進捗状況を把握するとともに、岩手県文化芸術振興審議会において指針の推進状況を審議いただきながら、施策の立案に生かしていきます。

また、社会経済情勢が大きく変化した場合などにあっては、随時、指標の見直しなども検討していきます。

[指標と目標値一覧]

1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進 13 指標

指標	単位	現状値		年度目標値				指針目標値
		年次	現状値	R7	R8	R9	R10	R11
世界遺産等の来訪者数	千人	R5	778	898	991	991	991	991
「世界遺産出前授業」の実施学校数〔累計〕	校	R5	66	110	137	158	179	200
3つの世界遺産の連携・交流活動参加人数〔累計〕	人	R5	80	180	240	300	360	420
世界遺産ガイダンス施設等入館者数	千人	R5	72	97	107	107	107	107
民俗芸能ネットワーク加盟団体数	団体	R5	422	393	393	422	422	422
「岩手県民俗芸能フェスティバル」鑑賞者数〔累計〕	人	R5	3,552	10,920	14,820	18,850	23,010	27,300
民俗芸能イベント等を契機とした交流会等への参加団体数〔累計〕	団体	R5	8	24	32	40	48	56
国、県指定文化財件数	件	R5	584	586	589	592	595	598
文化財のユニークベニュー活用件数〔累計〕	件	R5	53	110	160	210	260	310
コミックいわてWEBページビュー数	件	R5	659,256	711,000	741,000	771,000	801,000	831,000
景観づくりに取り組む地区数〔累計〕	地区	R5	59	61	63	65	67	69
景観学習実施学校数〔累計〕	校	R5	35	43	49	55	61	67
観光客数(歴史・文化に関する観光地点での入込客数)	千人	R5	2,939	3,080	3,375	3,417	3,459	3,502

2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備 11 指標

指標	単位	現状値		年度目標値				指針目標値
		年次	現状値	R7	R8	R9	R10	R11
岩手芸術祭参加者数〔累計〕	人	R5	22,285	61,000	83,000	106,000	130,000	155,000
岩手芸術祭への出展数〔累計〕	件	R5	1,035	3,660	4,900	6,150	7,410	8,680
県内の公立文化施設における催事数	件	R5	1,798	1,388	1,471	1,580	1,690	1,800
文化施設入場者数	千人	R4	128	165	185	205	225	245
子どものための芸術家派遣事業公演数〔累計〕	件	R5	63	192	260	330	402	476
県立文化施設(県民会館、県立博物館、県立美術館)利用者数	人	R5	604,650	451,000	462,500	474,000	485,500	497,000
様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合(小・中・高校生)	%	R5	小 69 中 64 高 76	74 71 82	75 72 86	75 72 86	75 72 86	75 72 86
岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕	件	R5	362	1,035	1,380	1,725	2,070	2,415
岩手県障がい者音楽祭参加団体数	団体	R5	16	15	18	18	18	18
障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数〔累計〕	人	R5	32	135	180	225	270	315
県主催文化芸術公演のオンライン視聴回数	回	R5	8,552	9,610	10,050	10,490	10,930	11,370

3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 2指標

指標	単位	現状値		年度目標値				指針 目標値
		年次	現状値	R7	R8	R9	R10	R11
「いわての文化情報大事典」ホームページ ページビュー数	千件	R5	986	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700
文化芸術関連SNSフォロワー数	人	R5	11,673	12,400	12,800	13,200	13,600	14,000

4 障がい者による文化芸術活動の総合的推進 6指標

指標	単位	現状値		年度目標値				指針 目標値
		年次	現状値	R7	R8	R9	R10	R11
岩手芸術祭参加者数〔累計〕	人	R5	22,285	61,000	83,000	106,000	130,000	155,000
岩手芸術祭への出展数〔累計〕	件	R5	1,035	3,660	4,900	6,150	7,410	8,680
子どものための芸術家派遣事業公演数 〔累計〕	件	R5	63	192	260	330	402	476
岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕	件	R5	362	1,035	1,380	1,725	2,070	2,415
岩手県障がい者音楽祭参加団体数〔累計〕	団体	R5	16	15	18	18	18	18
障がい者文化芸術活動支援者育成研修受 講者数〔累計〕	人	R5	32	135	180	225	270	315

5 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築 2指標

指標	単位	現状値		年度目標値				指針 目標値
		年次	現状値	R7	R8	R9	R10	R11
アートマネジメント人材育成数〔累計〕	人	R5	69	150	200	250	300	350
県立文化施設(県民会館、県立博物館、県 立美術館)利用者数	人	R5	604,650	451,000	462,500	474,000	485,500	497,000

資料1 岩手県文化芸術振興基本条例

○岩手県文化芸術振興基本条例

平成20年3月27日条例第5号

改正

平成21年12月15日条例第70号

平成26年3月28日条例第20号

平成28年12月22日条例第78号

岩手県文化芸術振興基本条例をここに公布する。

岩手県文化芸術振興基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 文化芸術振興指針（第5条）

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1節 文化芸術の振興（第6条—第8条）

第2節 文化芸術の認識及び創造（第9条—第12条）

第3節 文化芸術の発信等（第13条）

第4節 文化芸術の基盤整備（第14条—第17条）

第5節 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等（第18条）

第6節 顕彰（第19条）

第7節 財政上の措置（第20条）

第4章 岩手県文化芸術振興審議会（第21条—第26条）

附則

文化芸術は、人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらし、個性や多様性を認める人間性を養い、創造性をはぐくむ。とりわけ、地域の風土や伝統に根ざした文化芸術は、地域への誇りや愛着を深めるとともに、人づくりの基本となる。豊かな文化芸術とともに生きていくことは、私たちの変わらない願いである。

ここ岩手の地では、はるか縄文の時代から、緑あふれる山々や母なる大河北上川、雄大な三陸の海などの恵みの中で、風土に培われ、交流により磨かれた共生の文化を築いてきた。こうしてはぐくまれてきた岩手の心は、浄土思想を基調として自然と一体となった文化的景観を形成する平泉の文化遺産や、岩手の自然や風土との触れ合いから生まれた民話や鹿踊、剣舞、神楽などの伝統芸能、石川啄木、宮沢賢治の文学をはじめ、多くの文化芸術に脈々と受け継がれている。また、自然と共生する人々の暮らしの中から生まれ培われ

てきた岩手の文化芸術は、人や地域の結び付きを強め、尊い支え合いの文化である結いを基礎とするコミュニティを形成してきた。

自然との共生の考え方の重要性を多くの人々が認識するとともに、人々や地域の絆(きずな)の大切さが強く意識されている今日においてこそ、このような岩手の文化芸術の普遍的価値を認識し、これを継承し、県内外との交流を通じて発展させていくことは、心豊かで活力ある地域社会の実現にとって極めて重要な意義を持つと確信する。

また、岩手は、国際的視野や高い志をもって物事に挑戦し、後世に業績を残した高野長英や新渡戸稲造をはじめ多くの優れた人材を輩出してきた。私たちは、これら先人たちの進取の魂を受け継ぎ、交流を通じて、多様な文化芸術を新たに創造していかなければならない。

ここに私たちは、文化芸術の価値を認識し、これをはぐくみ、新たに創造し、次世代に継承していくことにより、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び民間団体等（国及び地方公共団体以外の団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって県民が豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を通じた県内外の地域間の交流が積極的に推進されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村及び県が、それぞれの責務又は役割について相互に理解し、及び協働するよう努めなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。）その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施する

ものとする。

- 2 県は、国、市町村等との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第4条 県民及び民間団体等は、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 文化芸術振興指針

第5条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術振興指針を定めるものとする。

- 2 文化芸術振興指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

- 3 県は、文化芸術振興指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 県は、文化芸術振興指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、文化芸術振興指針の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1節 文化芸術の振興

(芸術及び芸能の振興)

第6条 県は、文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統文化の振興)

第7条 県は、伝統文化（文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術をいう。以下同じ。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化の振興)

第8条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第2節 文化芸術の認識及び創造

(文化芸術の認識及び理解)

第9条 県は、県民が地域における文化芸術を認識できるように必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、県民が地域における伝統文化の系譜、由来等に関する学習又は研究を通じて文化芸術に関する理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術の総合的把握及び記録)

第10条 県は、文化芸術の活用を促進するため、地域における文化芸術を総合的に把握し、及び記録するよう努めるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第11条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術の保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術創造活動に対する支援等)

第12条 県は、県民による自主的な文化芸術を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第3節 文化芸術の発信等

第13条 県は、本県の文化的魅力を高めるため、地域における文化芸術に関する情報を効果的に発信するとともに、文化芸術活動の成果を発表する機会及び文化芸術を通じた交流の機会の充実を図るよう努めるものとする。

第4節 文化芸術の基盤整備

(人材の育成)

第14条 県は、文化芸術活動を担う人材を育成するため、次に掲げる事項に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実
- (2) 学校教育における文化芸術に関する体験学習等の充実
- (3) 伝統芸能等の後継者の育成

(文化芸術活動に対する支援等)

第15条 県は、県民及び民間団体等の文化芸術活動に対し必要な支援に努めるとともに、メセナ活動(個人、企業等が社会への貢献の一環として行う文化芸術活動を支援する活動をいう。)その他の文化芸術活動に対する県民及び民間団体等の支援活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(連携の促進)

第16条 県は、文化芸術振興施策を講ずるに当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村の連携が図られるよう配慮しなければならない。

(文化施設の活用及び充実)

第17条 県は、文化ホール、音楽ホール、美術館、博物館、図書館その他の文化施設が県民に文化芸術活動の場として積極的に活用されるよう、情報の提供、施設間の連携の確保等利便性の向上に努めるものとする。

2 県は、自らの設置に係る文化施設が、それぞれの目的に応じて地域における文化芸術活動を支援し、又は文化芸術を発信する場となるよう、その充実に努めるものとする。

第5節 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等

第18条 県は、地域の歴史的又は文化的な景観を保全し、及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第6節 顕彰

第19条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

第7節 財政上の措置

第20条 県は、文化芸術振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 岩手県文化芸術振興審議会

(設置)

第21条 知事又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、岩手県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 文化芸術の振興に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属せられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

(組織)

第22条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから14人以内を、岩手県文化財保護審議会の委員のうちから2人を、それぞれ教育委員会の意見を聴いて、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、第21条の調査審議に際し必要と認める場合には、岩手県文化財保護審議会の意見を聴くものとする。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、文化スポーツ部において処理する。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年12月15日条例第70号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第20号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第78号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

資料2 文化芸術基本法

文化芸術基本法

発令 平成13年12月7日号外法律第148号
最終改正：令和1年6月7日号外法律第26号
改正内容：令和1年6月7日号外法律第26号[令和1年6月7日]

○文化芸術基本法

[平成十三年十二月七日号外法律第四百四十八号]
〔文部科学大臣署名〕

文化芸術振興基本法をここに公布する。

文化芸術基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう

配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二條 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三條 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四條 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五條 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六條 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七條 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八條 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九條 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九條の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十條 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一條 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二條 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三條 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四條 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五條 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六條 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推

進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号〕

沿革

平成三〇年 六月一三日号外法律第四七号〔障害者による文化芸術活動の推進に関する法律附則二項による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

一 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)第二十一条第一項第五号

二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号)第三条第三項

三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(平成十八年法律第九十七号)第二条第三項

四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成二十四年法律第四十九号)前文第九項及び第一条

附 則〔平成三〇年六月八日法律第四二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年六月一三日法律第四七号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年六月七日法律第二六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

資料3 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

発令 平成30年6月13日号外法律第47号

最終改正 平成30年6月13日号外法律第47号

改正内容 平成30年6月13日号外法律第47号[平成30年6月13日]

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

[平成三十年六月十三日号外法律第四十七号]

[文部科学・厚生労働・経済産業大臣署名]

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律をここに公布する。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条—第十九条）

第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
- 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
- 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者に

よる文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正)

2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

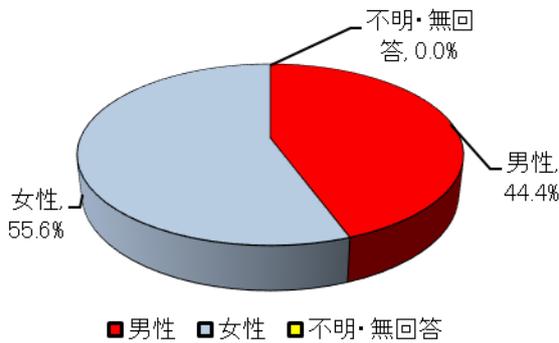
資料4 文化芸術に関する県民意識調査結果の概要

この調査結果は、県が各種アンケートへの御協力をお願いしている希望郷いわてモニターの方々に文化芸術に関するアンケート調査にお答えいただき、それを集計した結果の概要です。

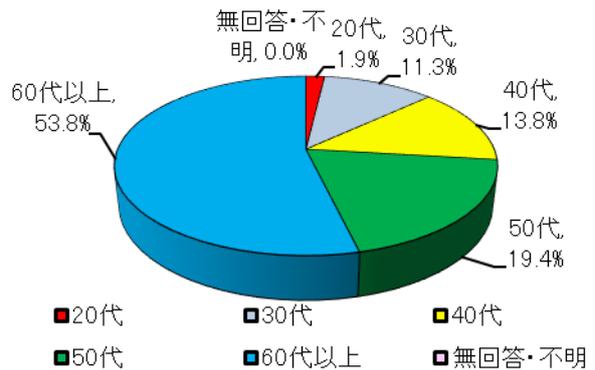
調査設計	調査対象	岩手県全域
	調査対象	令和6年度希望郷いわてモニター
	標本数	200人
	調査方法	調査紙郵送及びインターネット
	調査時期	令和6年7月
	調査主体	岩手県（文化振興課）
回収結果	有効回答数	160人
	有効回収率	80.0%

回答者内訳

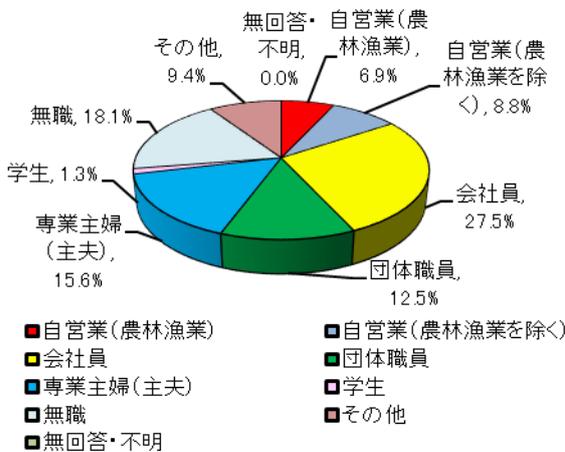
(1) 性別



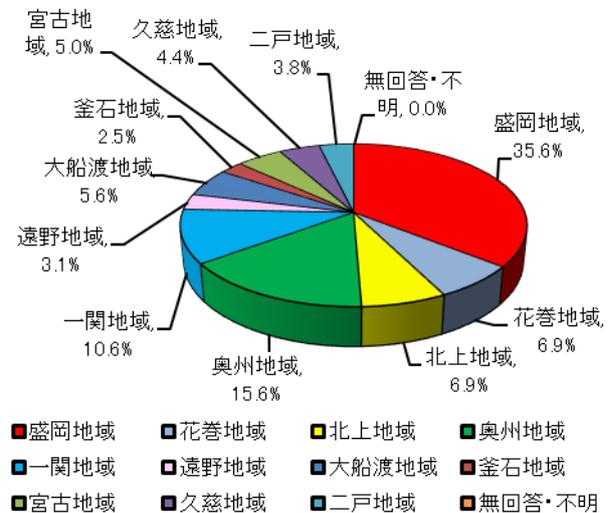
(2) 年齢



(3) 職業



(4) 居住地



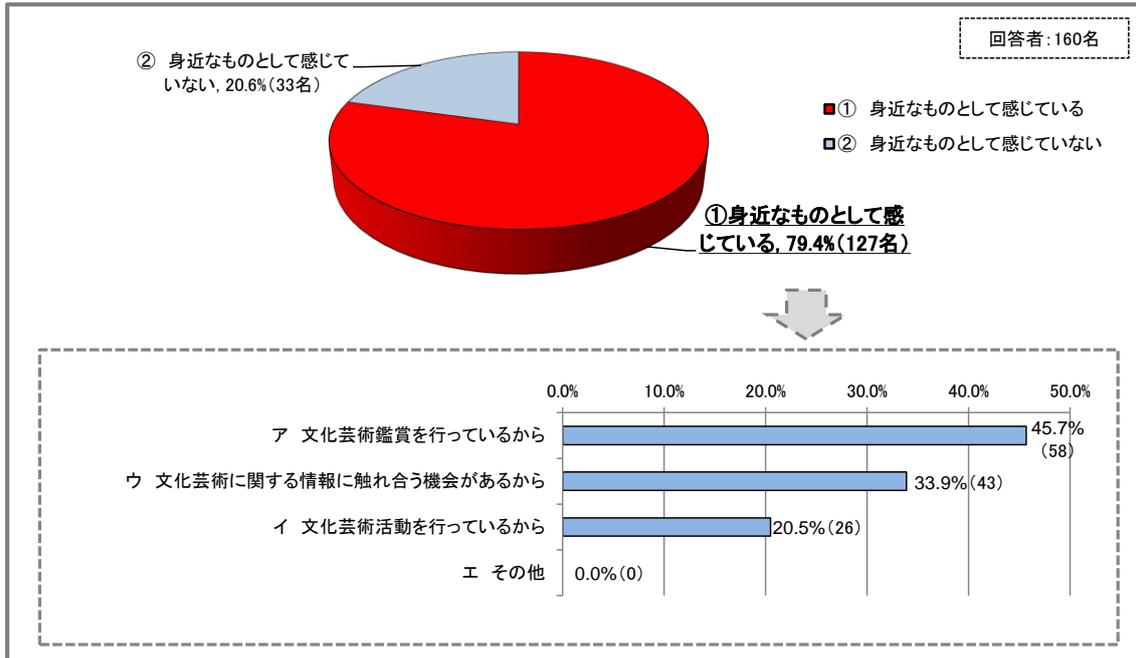
設問1 文化や芸術を身近なものとして感じていますか。

① 身近なものとして感じている

【身近なものとする理由】

- ア 文化芸術鑑賞を行っているから
- イ 文化芸術活動を行う機会があるから
- ウ 文化芸術に関する情報に触れる機会があるから
- エ その他()

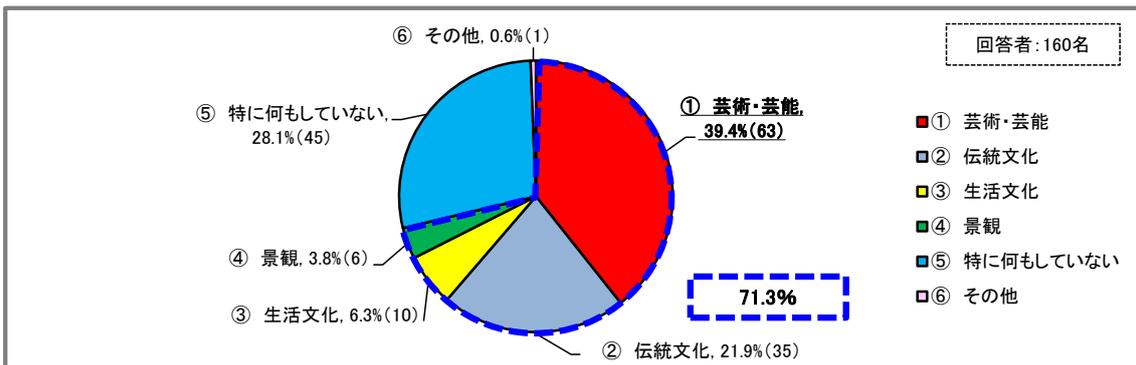
② 身近なものとして感じていない



設問2 ここ1年間で主に行った文化芸術鑑賞や文化芸術活動について（「(1) 分野」を選択肢から1つ選択し、「(2) 内容」について各自記入。

- ① 芸術・芸能分野
- ② 伝統文化分野
- ③ 生活文化分野
- ④ 景観分野
- ⑤ 特に何もしていない (⇒設問4にお進みください。)
- ⑥ その他

(1) 分野



(2) 内容

- 音楽鑑賞 (すべてのジャンル、コンサート鑑賞等を含む) [19]
- 美術・絵画鑑賞 (美術館見学なども含む) [11]
- 演劇・芝居鑑賞 [10]
- 映画鑑賞[6]
- 音楽活動 (演奏、作成等) [6]
- 茶道 (活動) [4]
- 史跡・名勝・遺跡等の見学[3]、その他の芸術活動 [3]、地域活動 [3]、博物館の観覧 [3]、舞踊鑑賞 [3]、祭り・年中行事鑑賞 [3]、民俗芸能への参加 [3]
- 華道 (活動) [2]、工芸品鑑賞 [2]、様々な芸術芸能鑑賞 [2]、伝統芸能鑑賞 [2]、舞踊 (活動) [2]、祭り・年中行事への参加 [2]
- 工芸制作 [1]、茶道鑑賞 [1]、障がい者の文化活動 [1]、食文化 (活動) [1]、書道 (活動) [1]、書道鑑賞 [1]、建物鑑賞 [1]、読書 [1]、美術・絵画 (作成等の活動) [1]、文学執筆 (短歌・俳句含む) [1]、漫画鑑賞 [1]、民俗芸能鑑賞 [1]

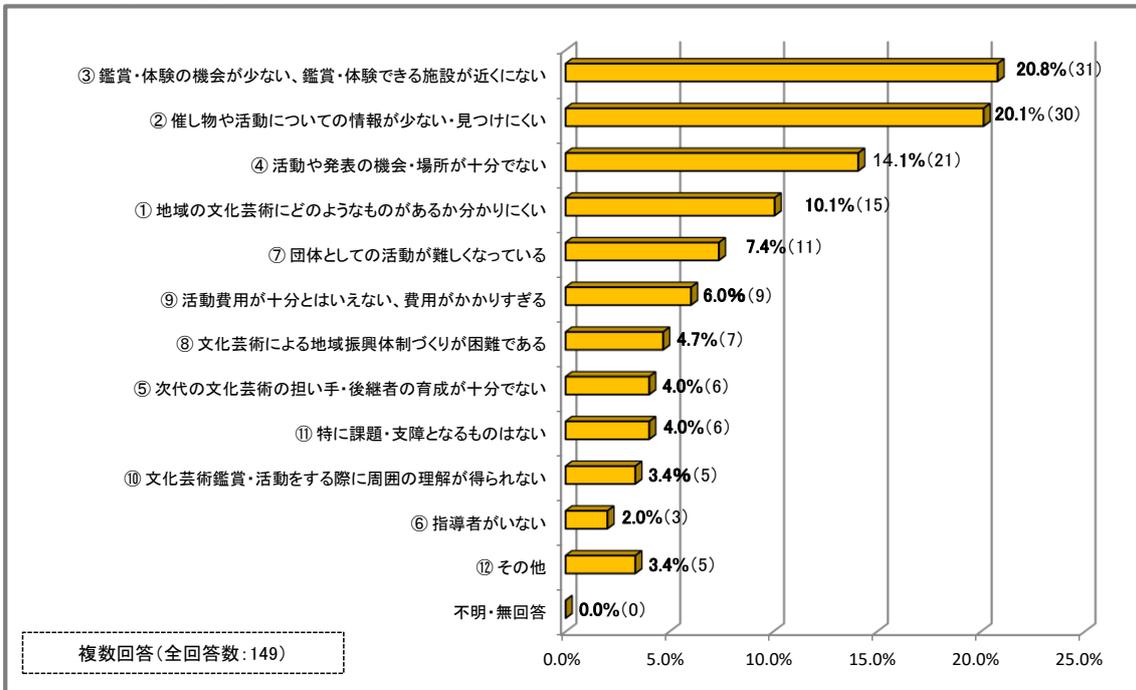
※ 鑑賞・活動の区分が不明であるもの

- 民俗芸能 [6]、写真 [1]、書道 [1]、祭り・年中行事 [1]、メディア芸術 [1]

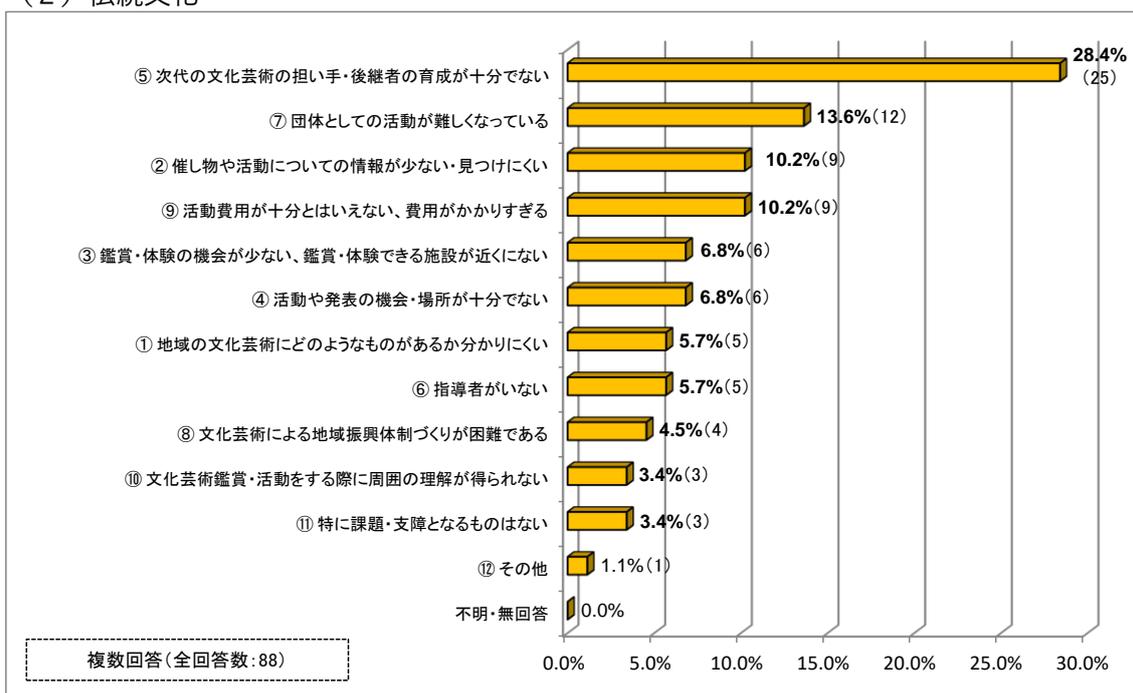
設問3 設問2で回答した文化芸術鑑賞や文化芸術活動において、現状どのような課題や支障があると感じていますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい
- ② 催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい
- ③ 鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない
- ④ 活動や発表の機会・場所が十分でない
- ⑤ 次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない
- ⑥ 指導者がいない
- ⑦ 団体としての活動が難しくなっている
- ⑧ 文化芸術による地域振興体制づくりが困難である
- ⑨ 活動費用が十分とはいえない、費用がかかりすぎる
- ⑩ 文化芸術鑑賞・活動をする際に周囲の理解が得られない
- ⑪ 特に課題・支障となるものはない
- ⑫ その他

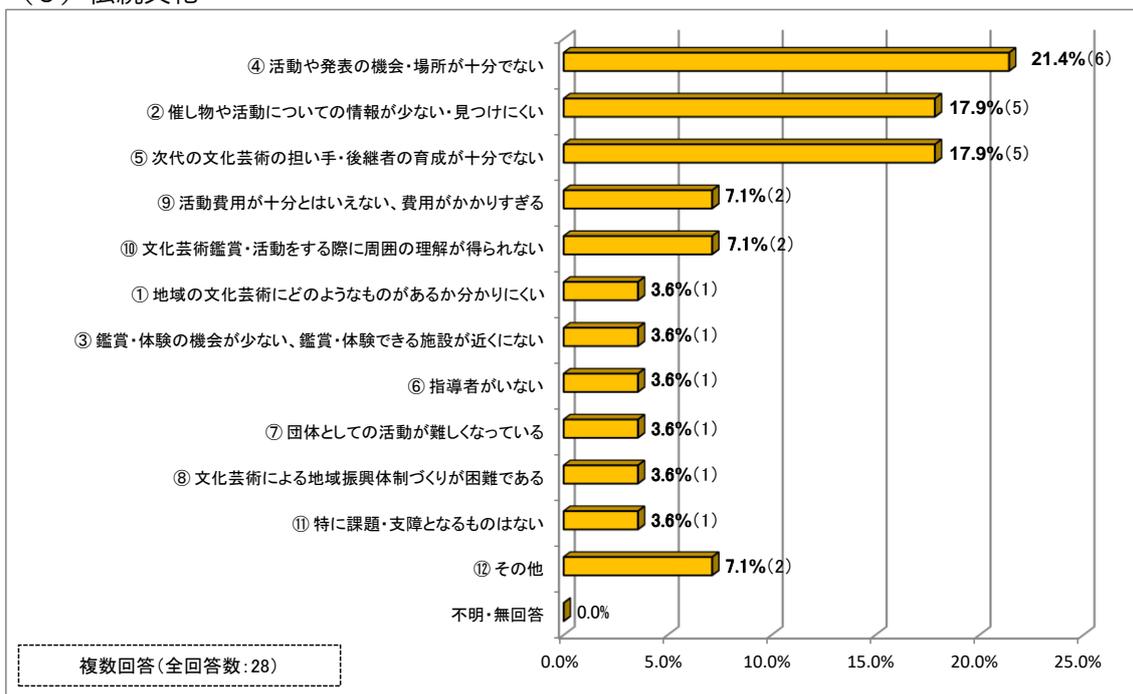
(1) 芸術・芸能



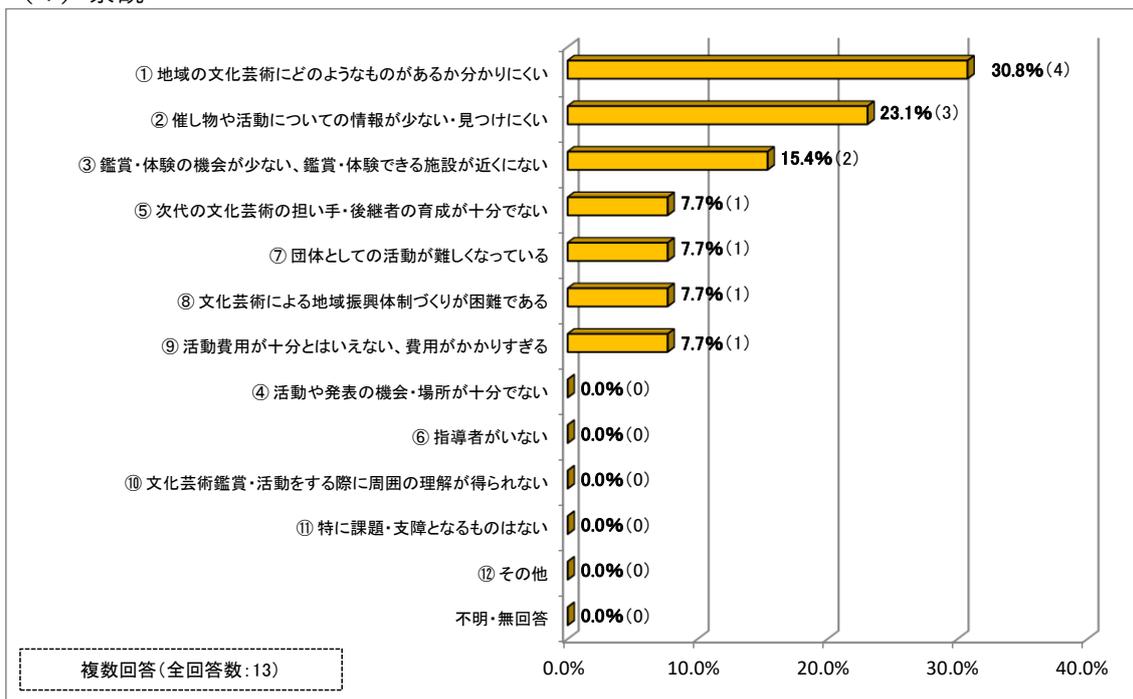
(2) 伝統文化



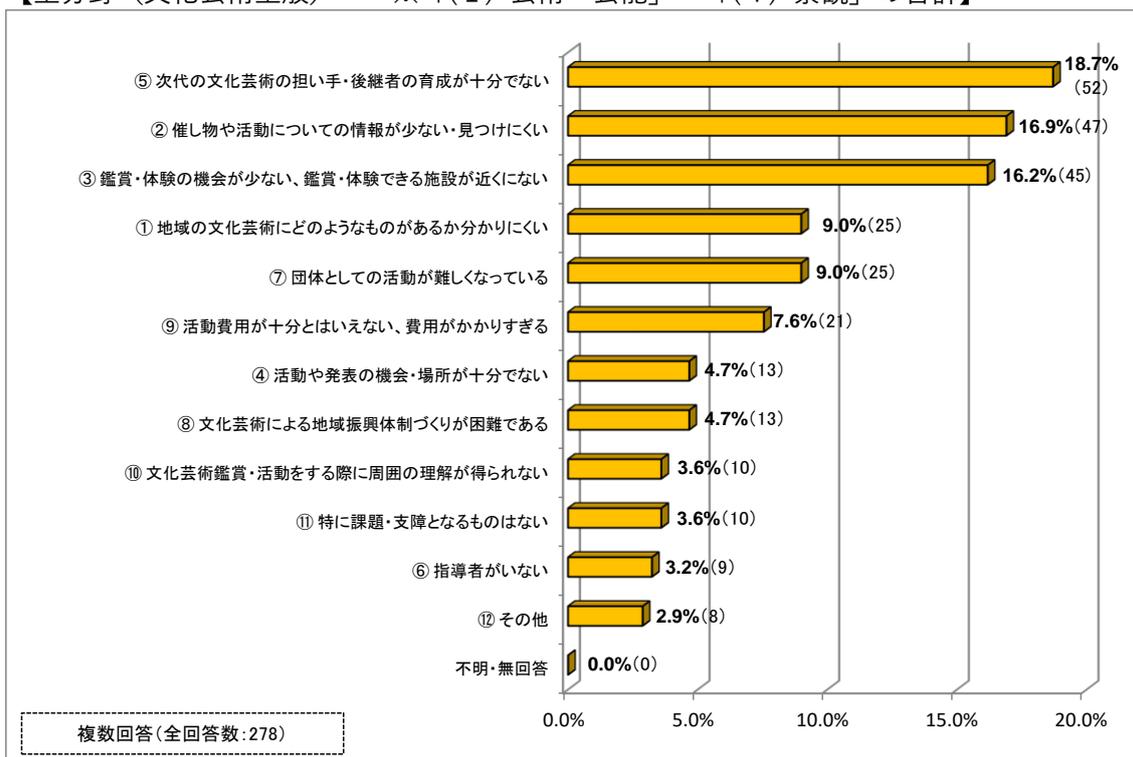
(3) 伝統文化



(4) 景観

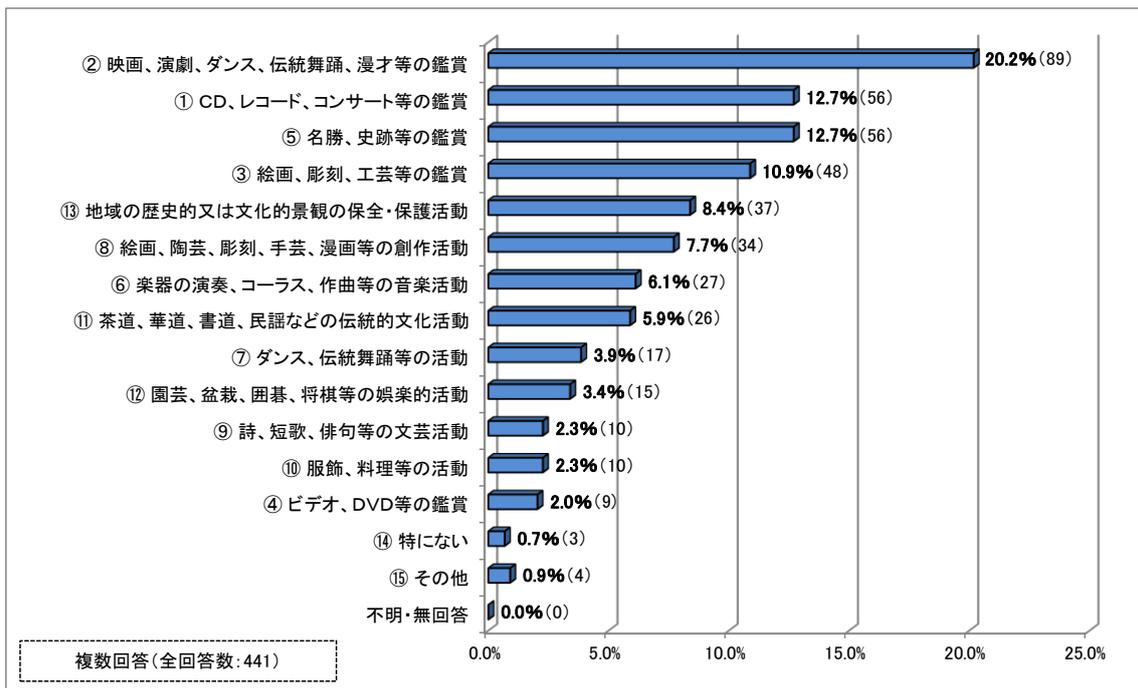


【全分野（文化芸術全般） ※「(1) 芸術・芸能」～「(4) 景観」の合計】



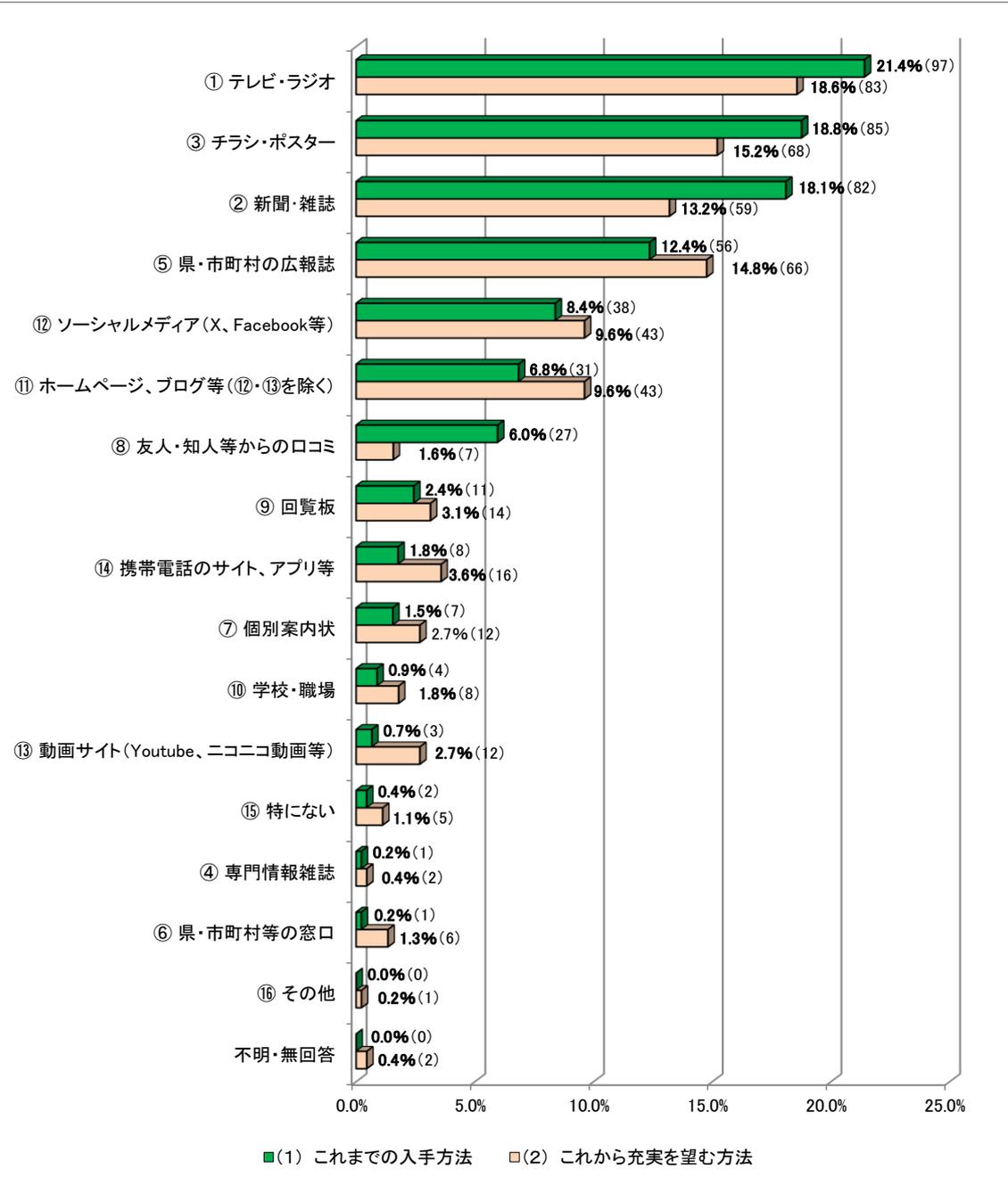
設問4 今後行ってみたい文化芸術鑑賞や文化芸術活動について（選択肢から3つまで選択）

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ① CD、レコード、コンサート等の鑑賞 | ⑨ 詩、短歌、俳句等の文芸活動 |
| ② 映画、演劇、ダンス、伝統舞踊、漫才等の鑑賞 | ⑩ 服飾、料理等の活動 |
| ③ 絵画、彫刻、工芸等の鑑賞 | ⑪ 茶道、華道、書道、民謡などの伝統的文化活動 |
| ④ ビデオ、DVD等の鑑賞 | ⑫ 園芸、盆栽、囲碁、将棋等の娯楽的活動 |
| ⑤ 名勝、史跡等の鑑賞 | ⑬ 地域の歴史的又は文化的景観の保全・保護活動 |
| ⑥ 楽器の演奏、コーラス、作曲等の音楽活動 | ⑭ 特にない |
| ⑦ ダンス、伝統舞踊等の活動 | ⑮ その他 |
| ⑧ 絵画、陶芸、彫刻、手芸、漫画等の創作活動 | |



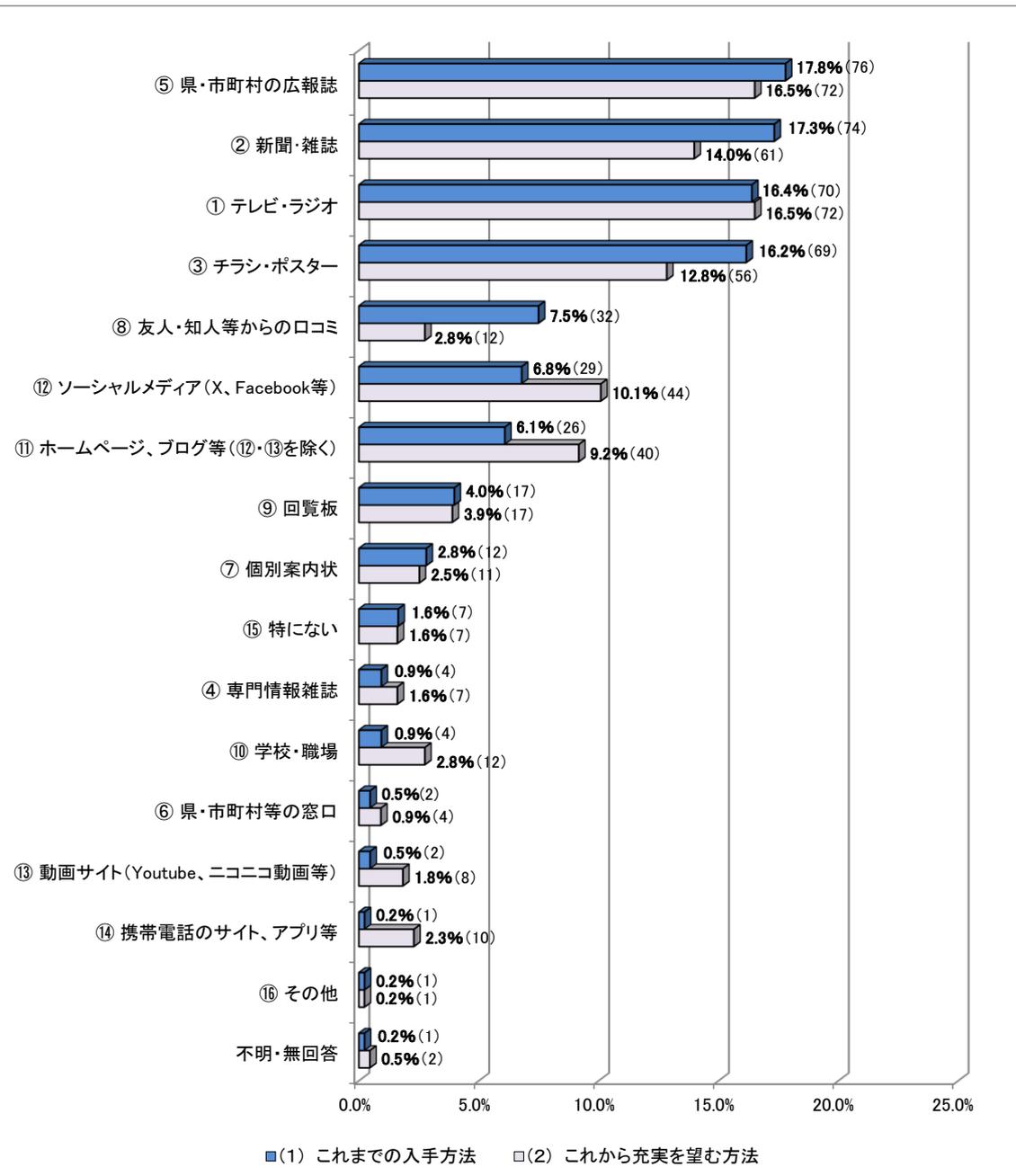
設問5 文化芸術鑑賞（例：コンサートホール・劇場・映画館・美術館・博物館等での公演や展示、各種芸術祭の公演などの鑑賞に関するもの）に関する情報をどのようなものから入手していますか。（（1）これまでの入手方法 と（2）これから充実を望む方法 について、選択肢から3つまで選択）

- | | |
|----------------|---|
| ① テレビ・ラジオ | ⑨ 回覧板 |
| ② 新聞・雑誌 | ⑩ 学校・職場 |
| ③ チラシ・ポスター | ⑪ ホームページ、ブログ等（⑫・⑬を除く） |
| ④ 専門情報雑誌 | ⑫ ソーシャルメディア（X、Facebook、Instagram、LINE等） |
| ⑤ 県・市町村の広報誌 | ⑬ 動画サイト（Youtube、ニコニコ動画等） |
| ⑥ 県・市町村等の窓口 | ⑭ 携帯電話のサイト、アプリ等 |
| ⑦ 個別案内状 | ⑮ 特にない |
| ⑧ 友人・知人等からの口コミ | ⑯ その他 |



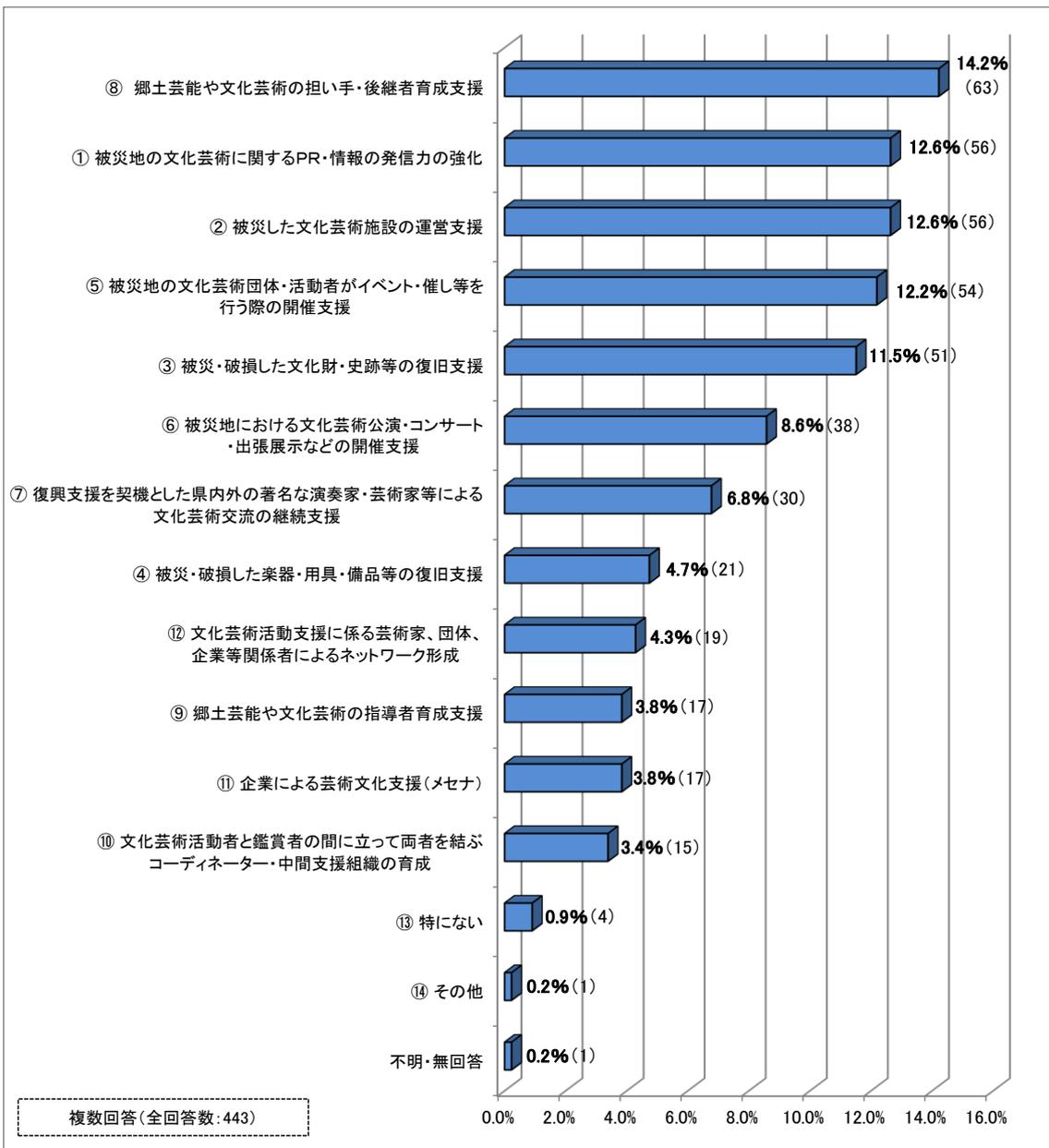
設問6 文化芸術活動への参加（例：文化芸術に係る習い事・創作活動・サークル等への参加、地域の芸能や祭りへの参加、文化財・景観等の保護活動への参加など）に関する情報をどのようなものから入手していますか。（（1）これまでの入手方法と（2）これから充実を望む方法 について、選択肢から3つまで選択）

- ① テレビ・ラジオ
- ② 新聞・雑誌
- ③ チラシ・ポスター
- ④ 専門情報雑誌
- ⑤ 県・市町村の広報誌
- ⑥ 県・市町村等の窓口
- ⑦ 個別案内状
- ⑧ 友人・知人等からの口コミ
- ⑨ 回覧板
- ⑩ 学校・職場
- ⑪ ホームページ、ブログ等（⑫・⑬を除く）
- ⑫ ソーシャルメディア（X、Facebook、Instagram、LINE等）
- ⑬ 動画サイト（Youtube、ニコニコ動画等）
- ⑭ 携帯電話のサイト、アプリ等
- ⑮ 特にない
- ⑯ その他



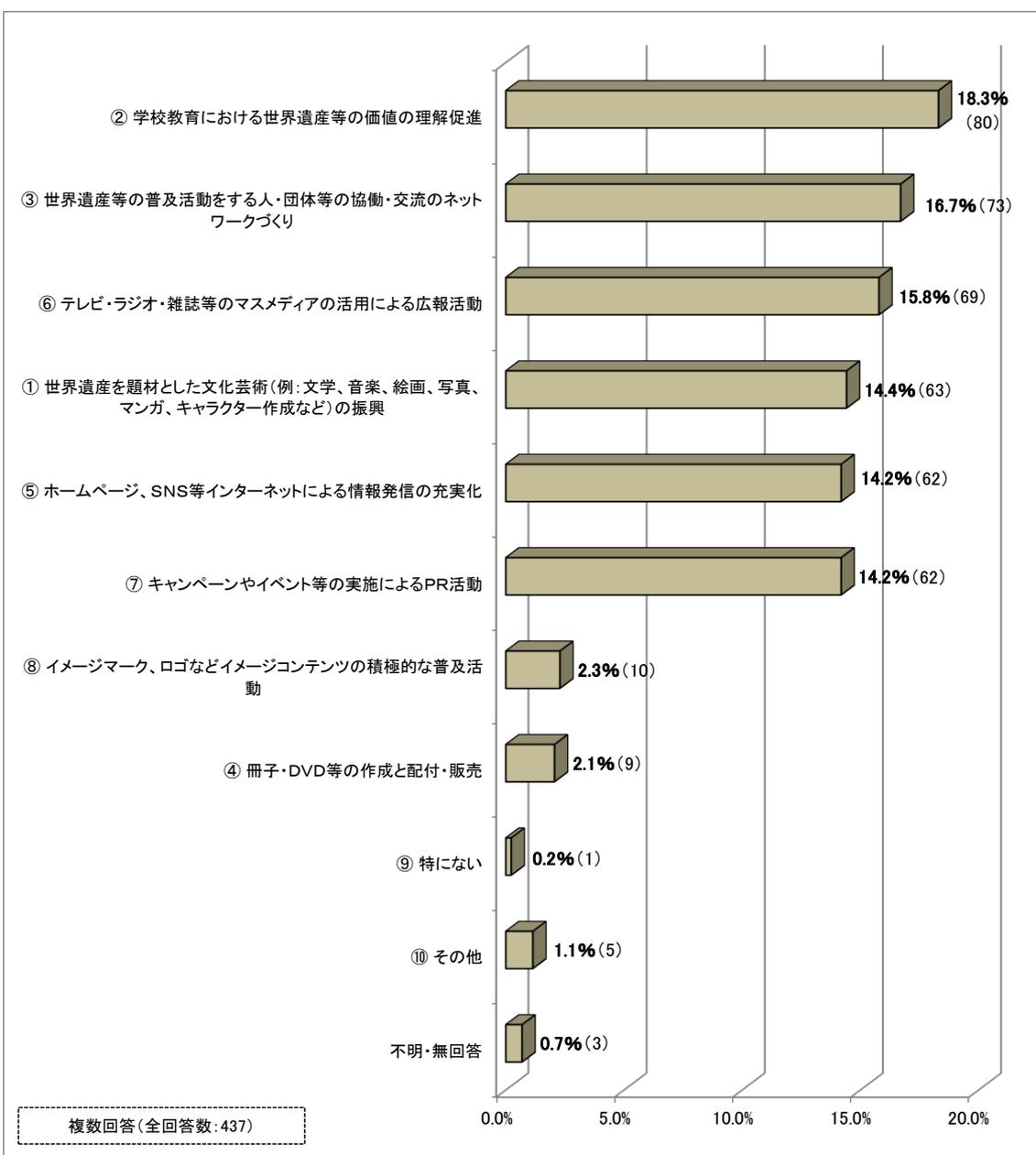
設問7 平成23年3月の東日本大震災津波からの復興の先を見据えた被災地の文化芸術復興支援施策について、どのような取組が必要であると思いますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 被災地の文化芸術に関するPR・情報の発信力の強化
- ② 復旧した文化芸術施設の運営支援
- ③ 被災・破損した文化財・史跡等の復旧支援
- ④ 被災・破損した楽器・用具・備品等の復旧支援
- ⑤ 被災地の文化芸術団体・活動者がイベント・催し等を行う際の開催支援
- ⑥ 被災地における文化芸術公演・コンサート・出張展示などの開催支援
- ⑦ 復興支援を契機とした県内外の著名な演奏家・芸術家等による文化芸術交流の継続支援
- ⑧ 郷土芸能や文化芸術の担い手・後継者育成支援
- ⑨ 郷土芸能や文化芸術の指導者育成支援
- ⑩ 文化芸術活動者と鑑賞者の間に立って両者を結ぶコーディネーター・中間支援組織の育成
- ⑪ 企業による芸術文化支援(メセナ)
- ⑫ 文化芸術活動支援に係る芸術家、団体、企業、行政等関係者によるネットワーク形成
- ⑬ 特になし
- ⑭ その他



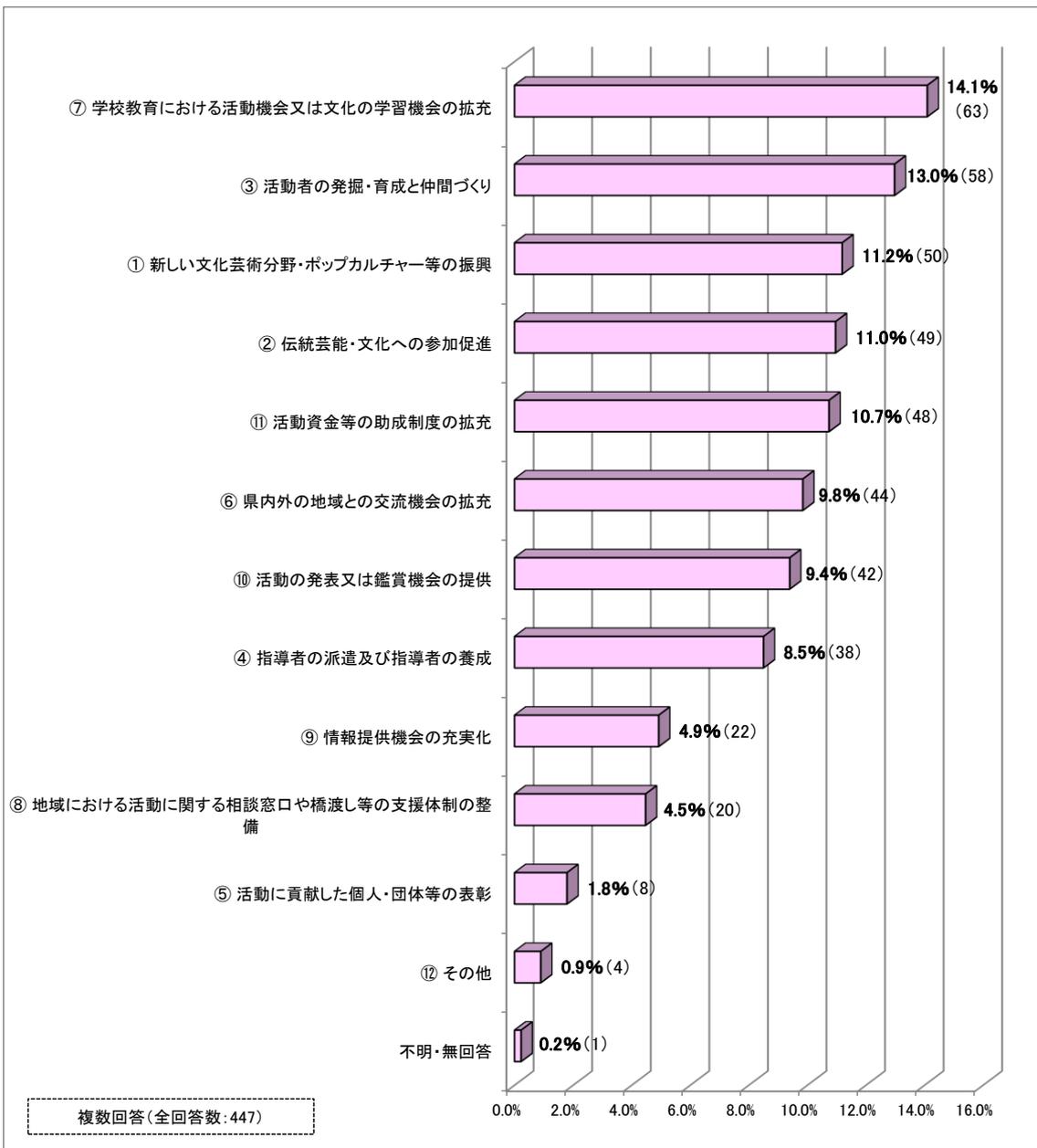
設問8 平成23年に「平泉の文化遺産」、平成27年に「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」、令和3年に「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」がユネスコの世界遺産に登録されましたが、今後さらに岩手県の世界遺産等の魅力や情報を発信・普及していくためにはどのような取組が必要だと思いますか。（選択肢から3つまで選択）

- ① 世界遺産を題材とした文化芸術（例：文学、音楽、絵画、写真、マンガ、キャラクター作成など）の振興
- ② 学校教育における世界遺産等の価値の理解促進
- ③ 世界遺産等の普及活動をする人・団体等の協働・交流のネットワークづくり
- ④ 冊子・DVD等の作成と配付・販売
- ⑤ ホームページ、ソーシャルメディア等インターネットによる情報発信の充実化
- ⑥ テレビ・ラジオ・雑誌等のマスメディアの活用による広報活動
- ⑦ キャンペーンやイベント等の実施によるPR活動
- ⑧ イメージマーク、ロゴなどイメージコンテンツの積極的な普及活動
- ⑨ 特にない
- ⑩ その他



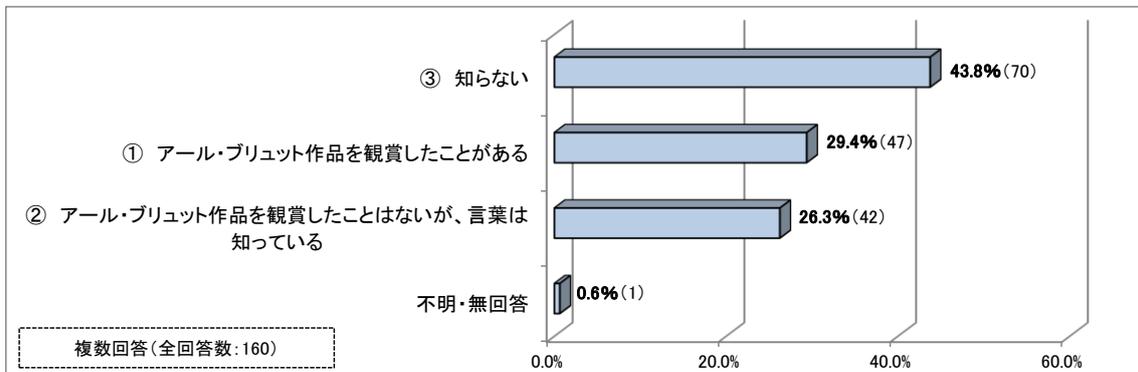
設問9 岩手県において様々な場面で多くの若者が活躍していますが、今後、若者がより積極的に文化芸術活動に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか（選択肢から3つまで選択）

- ① 新しい文化芸術分野・ポップカルチャー等の振興
- ② 伝統芸能・文化への参加促進
- ③ 活動者の発掘・育成と仲間づくり
- ④ 指導者の派遣及び指導者の養成
- ⑤ 活動に貢献した個人・団体等の表彰
- ⑥ 県内外の地域との交流機会の拡充
- ⑦ 学校教育における活動機会又は文化の学習機会の拡充
- ⑧ 地域における活動に関する相談窓口や橋渡し等の支援体制の整備
- ⑨ 情報提供機会の充実化
- ⑩ 活動の発表又は鑑賞機会の提供
- ⑪ 活動資金等の助成制度の拡充
- ⑫ その他



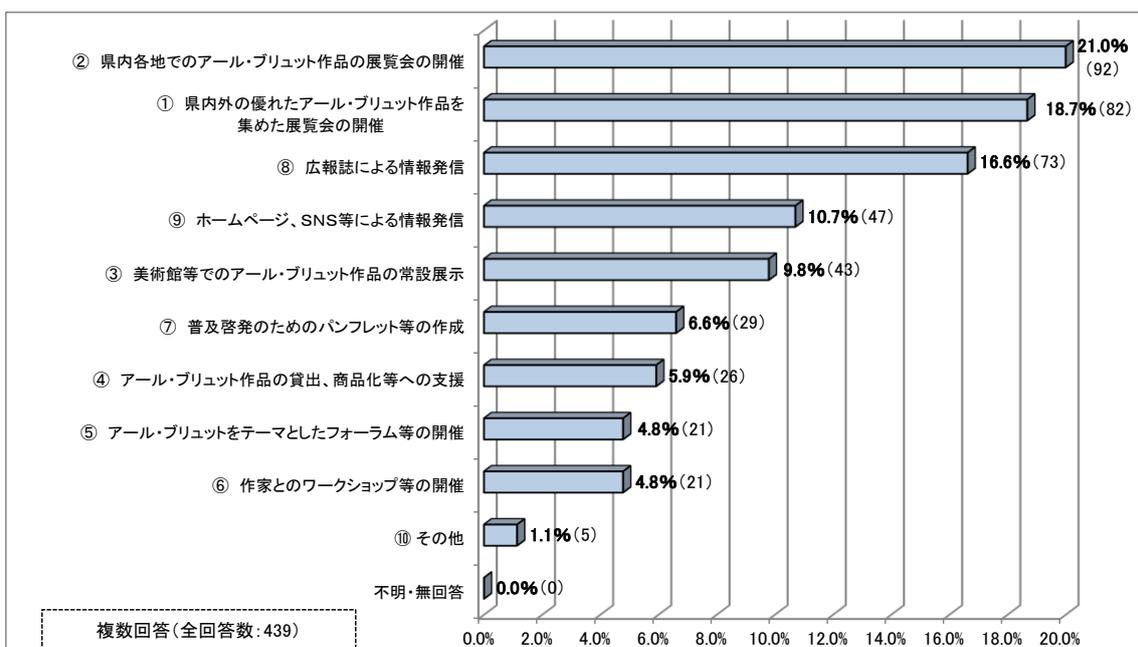
設問 10 伝統や流行・教育などに左右されず、自身の内側からわきあがる衝動のままに表現した芸術で、障がいのある人・子ども・素人芸術家らの作品を「アール・ブリュット」と言いますが、このアール・ブリュットのことを知っていますか。

- ① アール・ブリュット作品を観賞したことがある
- ② アール・ブリュット作品を観賞したことはないが、言葉は知っている
- ③ 知らない



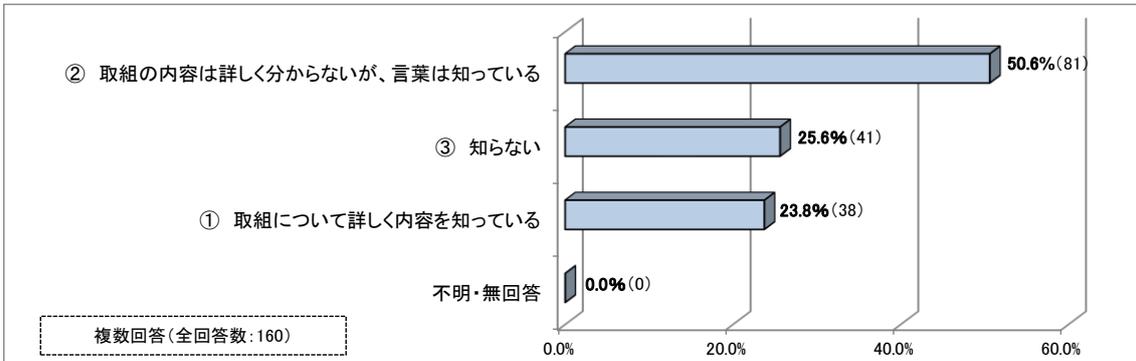
設問 11 岩手県では、アール・ブリュットを始めとした障がい者の文化芸術活動の推進に取り組んでいます。県民のアール・ブリュットへの関心を高めるためにはどのような方法が有効だと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 県内外の優れたアール・ブリュット作品を集めた展覧会の開催
- ② 県内各地でのアール・ブリュット作品の展覧会の開催
- ③ 美術館等でのアール・ブリュット作品の常設展示
- ④ アール・ブリュット作品の貸出、商品化等への支援
- ⑤ アール・ブリュットをテーマとしたフォーラム等の開催
- ⑥ 作家とのワークショップ等の開催
- ⑦ 普及啓発のためのパンフレット等の作成
- ⑧ 広報誌による情報発信
- ⑨ ホームページ、SNS等による情報発信
- ⑩ その他



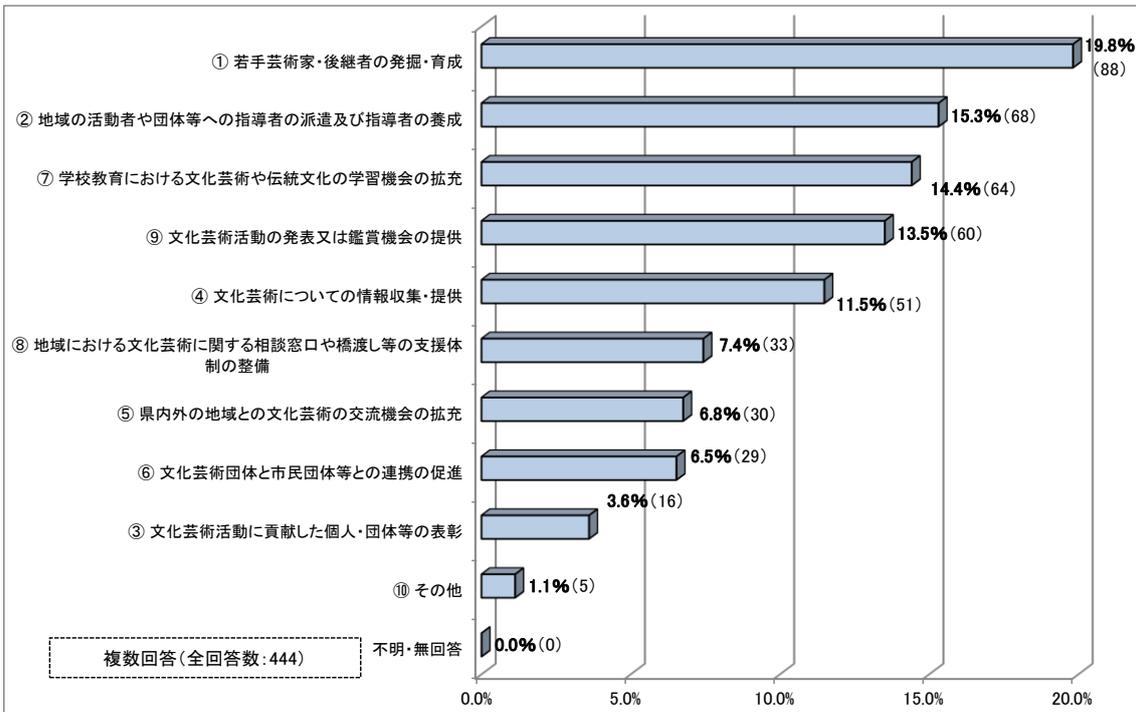
設問 12 現在、教職員の負担軽減や少子化により活動が困難になった文化部活動の継続などを目的として学校部活動から地域クラブ活動への移行の取組が進められていますが、この取組について知っていますか。

- ① 取組について詳しく内容を知っている
- ② 取組の内容は詳しく分からないが、言葉は知っている
- ③ 知らない
- 不明・無回答



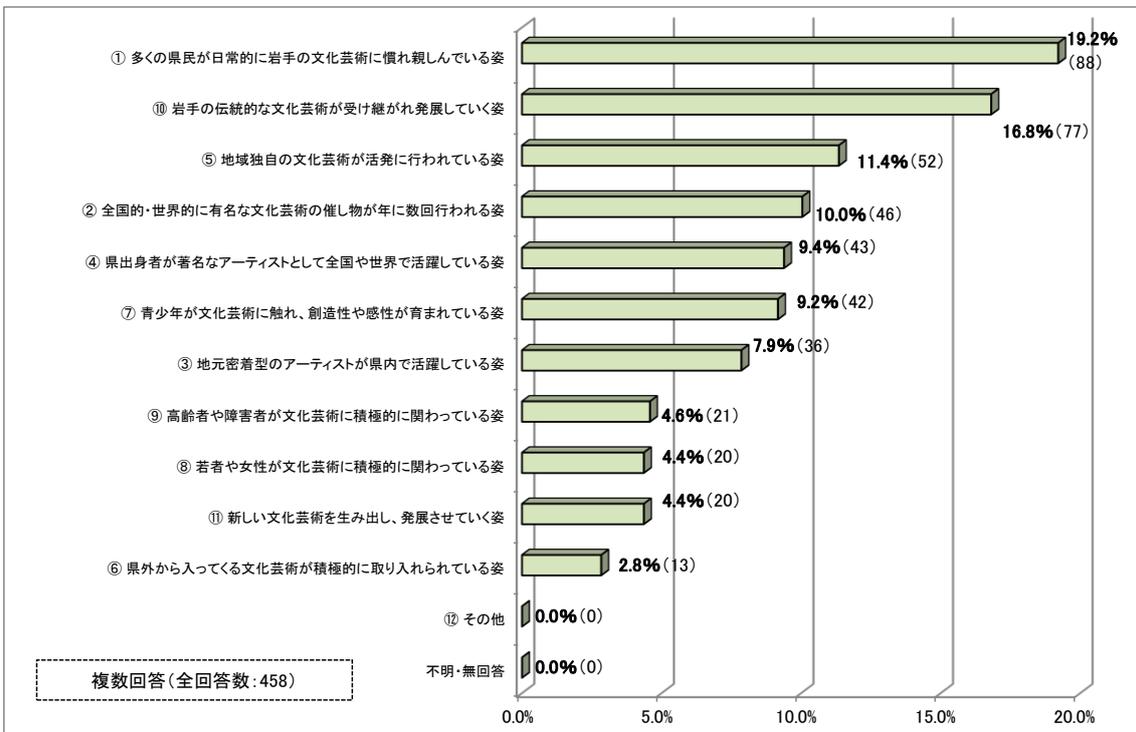
設問 13 文化芸術の担い手である県民に対する行政のサポートとして、どのようなものが大切だと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 若手芸術家・後継者の発掘・育成
- ② 地域の活動者や団体等への指導者の派遣及び指導者の養成
- ③ 文化芸術活動に貢献した個人・団体等の表彰
- ④ 文化芸術についての情報収集・提供
- ⑤ 県内外の地域との文化芸術の交流機会の拡充
- ⑥ 文化芸術団体と市民団体等との連携の促進
- ⑦ 学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充
- ⑧ 地域における文化芸術に関する相談窓口や橋渡し等の支援体制の整備
- ⑨ 文化芸術活動の発表又は鑑賞機会の提供
- ⑩ その他



設問 14 岩手の文化芸術を構築・振興する上で、より望ましい将来像・理想像はどのようなものと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿
- ② 全国的・世界的に有名な文化芸術の催し物が年に数回行われている姿
- ③ 地元密着型のアーティストが県内で活躍している姿
- ④ 県出身者が著名なアーティストとして全国や世界で活躍している姿
- ⑤ 地域独自の文化芸術が活発に行われている姿
- ⑥ 県外から入ってくる文化芸術が積極的に取り入れられている姿
- ⑦ 青少年が文化芸術に触れ、創造性や感性が育まれている姿
- ⑧ 若者や女性が文化芸術に積極的に関わっている姿
- ⑨ 高齢者や障がい者が文化芸術に積極的に関わっている姿
- ⑩ 岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿
- ⑪ 新しい文化芸術を生み出し、発展させていく姿
- ⑫ その他



資料5 岩手県文化芸術振興審議会委員名簿

(第8期：令和4年11月1日～令和6年10月31日)

職	氏名	所属・役職等
会長	石田 知子	公益財団法人岩手県文化振興事業団 理事長
副会長	本村 健太	岩手大学人文社会科学部 教授
委員	東 資子	岩手県文化財保護審議会 委員 一関市教育委員会文化財課
〃	板垣 崇志	しゃかいのくすり研究所 代表
〃	小川 茂樹	株式会社久慈設計 取締役専務執行役員
〃	川崎 広幸	公益社団法人全国高等学校文化連盟 会長 岩手県立盛岡第四高等学校 校長
〃	熊谷 常正	岩手県文化財保護審議会 委員 盛岡大学文学部 名誉教授
〃	佐藤 恭子	岩手県立大学盛岡短期大学部 准教授
〃	柴田 和子	一般社団法人岩手県芸術文化協会 会長
〃	田口 博子	岩手大学教育学部 非常勤講師 岩手県弦楽研究会 会員
〃	竹村 育貴	岩手デザイナー協会 会長
〃	新沼 祐子	盛岡市民文化ホール 館長
〃	平澤 広	萬鉄五郎記念美術館 館長
〃	平山 徹	岩手県民俗芸能団体協議会 副会長
〃	増淵 敏之	法政大学大学院 教授

※委員は五十音順に掲載

(第9期：令和6年11月1日～令和8年10月31日)

職	氏名	所属・役職等
会長	石田 知子	公益財団法人岩手県文化振興事業団 理事長
副会長	平澤 広	萬鉄五郎記念美術館 館長
委員	東 資子	岩手県文化財保護審議会 委員 一関市教育委員会文化財課
〃	小川 茂樹	株式会社久慈設計 取締役専務執行役員
〃	神野 知恵	岩手大学人文社会科学部 准教授
〃	川崎 広幸	公益社団法人全国高等学校文化連盟 会長 岩手県立盛岡第四高等学校 校長
〃	木下 淳	MCメンタルケア心理相談室
〃	小岩 弘明	岩手県文化財保護審議会 委員 一関市博物館
〃	佐藤 恭子	岩手県立大学盛岡短期大学部 准教授
〃	柴田 和子	一般社団法人岩手県芸術文化協会 会長
〃	田口 博子	岩手大学教育学部 非常勤講師 岩手県弦楽研究会 会員
〃	竹村 育貴	岩手デザイナー協会 会長
〃	千葉 真利	合同会社ホームシックデザイン アート事業部
〃	新沼 祐子	盛岡市民文化ホール 館長
〃	平山 徹	岩手県民俗芸能団体協議会 副会長
〃	増淵 敏之	法政大学大学院 教授

※委員は五十音順に掲載

資料6 岩手県文化芸術振興審議会における審議経過

年月日	主な審議経過等	主な審議事項等
令和6年 8月8日	第37回岩手県文化芸術振興審議会	第3期岩手県文化芸術振興指針に基づく取組状況について 第4期岩手県文化芸術振興指針の基本的方向について諮問。 第4期岩手県文化芸術振興指針の骨子(案)について
7月12日 ～7月26日	希望郷いわてモニターアンケート「文化芸術に関する意識調査」実施	岩手県の文化芸術に関する現状、課題等の抽出のためのアンケート調査を実施
10月9日 ～10月22日	市町村担当者、文化芸術団体等との意見交換会	県内6会場において、市町村や市町村芸術文化協会等と意見交換を実施
11月19日	第38回岩手県文化芸術振興審議会	第4期岩手県文化芸術振興指針(素案)について
11月20日 ～12月20日	パブリック・コメント	第4期岩手県文化芸術振興指針(素案)へのパブリック・コメントを実施
12月18日 ～12月19日	民俗芸能関係団体、障がい者芸術関係団体等との意見交換会	民俗芸能関係団体、障がい者芸術関係団体等との意見交換を実施
令和7年 1月29日	第39回岩手県文化芸術振興審議会	第4期岩手県文化芸術振興指針(案)のとりまとめについて 第4期岩手県文化芸術振興指針を答申

資料7 指針策定に当たっての意見募集結果

本指針の策定に当たり、県民への周知を図るとともに、広く意見を聴き、策定の参考とするため、パブリック・コメント等により意見を募集しました。

1 実施期間

令和6年11月20日（水）から令和6年12月20日（金）まで

2 実施方法及び周知実績

- (1) 行政情報センター、行政情報サブセンター等への資料配架
- (2) 県ホームページへの資料等掲載
- (3) 報道機関への発表
- (4) 各市町村、文化芸術団体、関係機関等への通知
- (5) 地域説明会等での説明（県内4か所）
- (6) その他（県公式X、ラジオ放送での告知）

3 寄せられた意見の実績

内 容	意見数
I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等	0件
II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識	1件
III 基本的方向性	0件
IV 施策の具体的推進	14件
V 指針の推進	0件
指標と目標値	2件
その他	7件
合 計	24件

第4期岩手県文化芸術振興指針

岩手県

令和7年3月